

第4次 多摩市 女と男がともに 生きる行動計画

～ジェンダー平等と多様な性と生を尊重する社会の実現に向けて～

中間見直し版

令和3年(2021年)～令和12年(2030年)

令和8年3月

多摩市

はじめに

市長挨拶

令和8(2026)年●月
多摩市長 阿部裕行

Content

-目次-

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し版

第1章

中間見直しにあたって 1

1. 中間見直しの趣旨 2
2. 計画の位置づけ 4
3. 計画の期間 5

第2章

計画の基本的な考え方 7

1. 計画の見直しの範囲 8
2. 計画の基本理念 8
3. 計画の基本目標 9
4. 計画の体系 10
5. 中間見直しにおける重点施策 12
6. 目標設定事業 13

第3章

中間見直しの内容 20

基本目標1 性別にとらわれない、

誰もが暮らしやすいまちの実現 21

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスと

あらゆる分野における女性の活躍の推進 30

基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶 49

基本目標4 男女平等、参画社会の実現に向けた

総合的な計画の推進 60

第4章

資料.....

1. 計画見直しの背景
(世界の動き、日本の動き、東京都の動き、多摩市の動き)
2. 策定体制
3. 策定経過（審議会・推進会議等）
4. 多摩市男女平等参画推進審議会 名簿
5. 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議 名簿
6. 多摩市女と男の平等参画を推進する条例
7. TAMA女性センター条例
8. 男女共同参画社会基本法
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
10. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
11. 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
12. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
13. 関連用語

● = 今回の中間見直しで新たに追加した事業

★ = 今回の中間見直しで新たに目標値を設定した事業

◆ = 今回の中間見直しで目標値を変更した事業

1 第 章

中間見直しに あたって



中間見直しの趣旨

本市は、平成 26(2014)年 1 月に「すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現すること」を目的に、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（以下「条例」という）を施行しました。

また、本条例の第 9 条に基づき、令和 3 (2021) 年度に、令和 12 (2030) 年度までの 10 年間を計画期間とする、「第 4 次多摩市女と男がともに生きる行動計画」（以下「第 4 次行動計画」という）を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

社会情勢の変化

本計画の策定からこれまでの間に、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会経済情勢の変化などにより、市民を取り巻く環境は大きく変化しました。

特にコロナ禍においては、女性の就業者が多いサービス業や非正規雇用を中心に雇用状況が悪化し、経済的困難や孤立が生まれました。また、DV相談件数の増加や女性の自殺者の急増など、女性を取り巻く課題が一挙に顕在化しました。

こうした状況を受けて、令和 5 年 (2023) 年に、困難を抱える女性の福祉を増進し、安心して自立して暮らせるよう支援する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和 6 年 (2024) 年 4 月に施行されました。

一方で、コロナ禍を契機としてテレワークや在宅勤務が普及し、オンラインの活用が進むなど、多様な働き方が広がりました。新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、社会が平常を取り戻しつつある中で、原材料費や人件費等の高騰に伴う物価上昇や、自然災害の激甚化など、市民生活や経済に影響を及ぼす社会情勢の変化も生じています。

これまでの取組と課題

本市では、昭和 61 (1986) 年、他市に先駆けて「多摩市婦人行動計画」を策定し、以降、3 度にわたり計画を改定してきました。各計画を通じて、男女平等意識の醸成や政策・方針決定過程への女性の参画促進などに取り組んできました。しかしながら、令和 7 (2025) 年 1 月に実施した「多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査」などからは、依然として固定的な性別役割分担意識や、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っていることがうかがえます。こうした意識は、長年にわたり形成され、社会や文化の中に深く根付いたものであり、人々の意識を変えていくには、継続的な取組が不可欠です。

こうした中、本市では、性別や性的指向・性自認による差別禁止を条例に規定し、多様な性と生が尊重されるまちづくりを進める中で、令和 4 (2022) 年 2 月に「多摩市パートナーシップ制度」を開始しました。国においても、令和 5 (2023) 年に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施

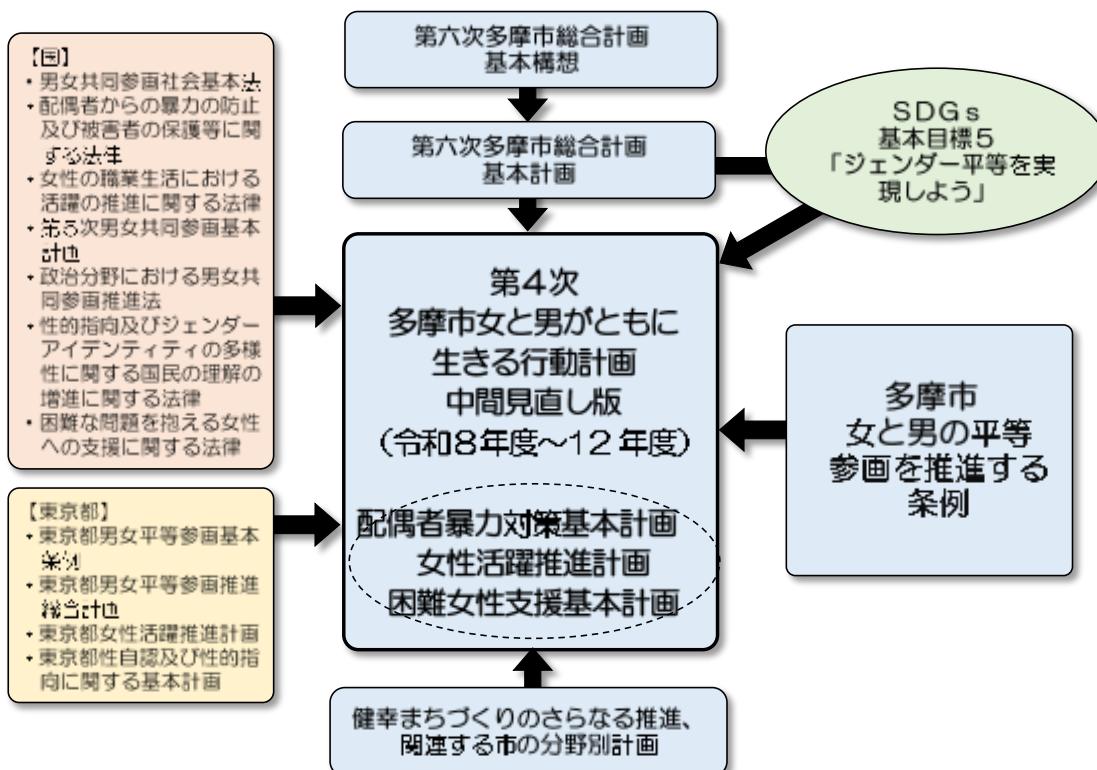
行されるなど多様な性的指向や性自認に対する理解がいまだ十分に進んでいない中で、引き続き、生きづらさを感じている当事者への支援と理解促進に取り組むことが求められています。

また、第4次行動計画策定後、毎年の取組や進捗状況に対して、外部の有識者や市民委員で構成された「多摩市男女平等参画推進審議会」から外部評価を受けています。外部評価では、長年の取組である審議会等の女性委員比率の向上や女性視点の災害対策に加え、コロナ禍での啓発や情報発信のあり方など、社会情勢を踏まえた提言をいただきました。とりわけ、令和5(2023)年度には、「困難な状況にある女性への横連携による支援に関する提言」が示され、困難な問題を抱えた女性への支援に向けて、庁内外の関係機関による組織横断的な連携を強め、支援のネットワークを広げていくことや、TAMA女性センターが連携の要として機能しつつ、全庁で連携・協力し女性支援に取り組むことが提言されました。

こうした社会情勢の変化や課題等に対応するために、第4次行動計画の後期の5年間を見据えた中間見直しを行いました。本計画に、新たに女性支援法に基づく基本計画を位置づけるとともに、市全体で男女平等参画の推進に取り組み、すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現を目指します。

計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第六次多摩市総合計画基本構想」及びその実現のための「第六次多摩市総合計画基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の関連する分野別の計画との整合を図ります。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (6) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」を踏まえて策定します。
- (7) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」)第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (8) 本計画は、SDGsの目標の達成に向けた取組として対応します。



3

計画の期間

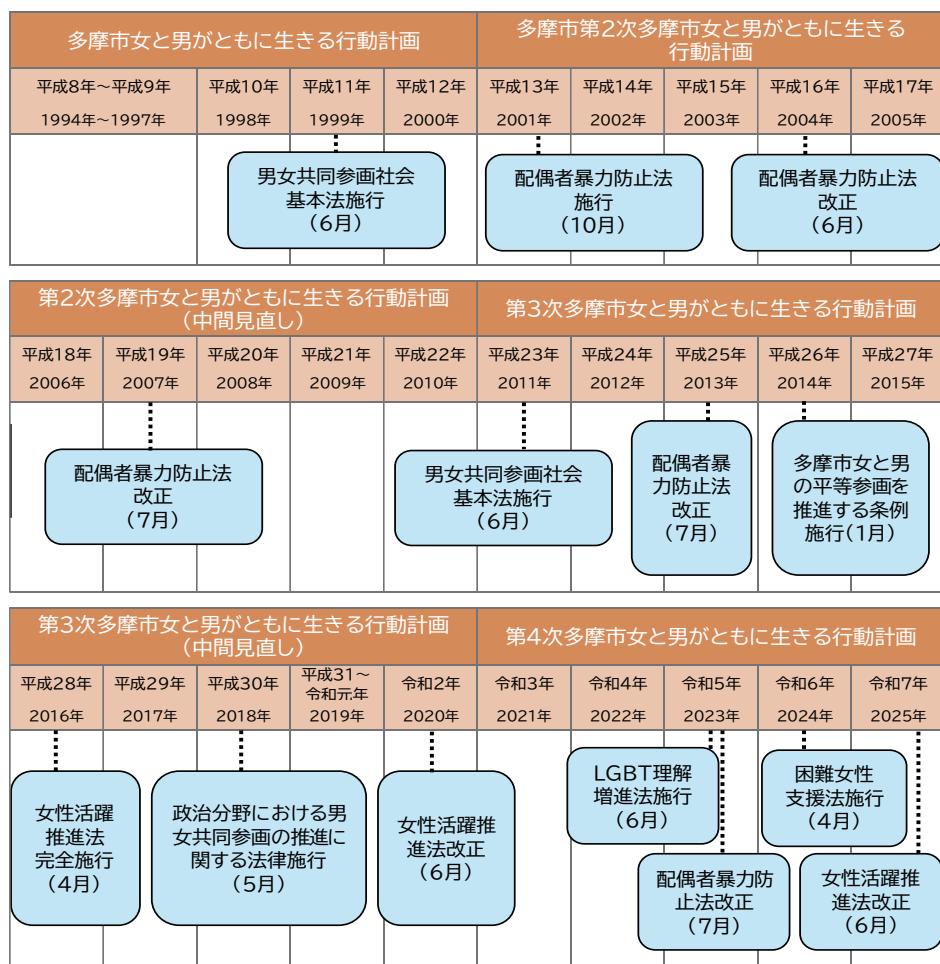
本計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間として策定しました。

社会情勢等の変化に対応するため、計画の中間年にあたる令和7(2025)年度に見直しを実施しました。

今回の中間見直しの計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画									
令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年
					中間見直し				

【行動計画の改定状況】



SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを基本理念としています。

本計画では、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントが、SDGs全体の「目的」であり、各目標を実現するための「手段」とされていることを踏まえたうえで、17の目標の1つである「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」を中心に据えつつ、本計画の推進を通じて、よりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの他の目標にも寄与するものとして、施策を展開します。



目標（ゴール）：5
ジェンダー平等を実現しよう

《SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標》



第2章

計画の 基本的な考え方

1

計画の見直しの範囲

本計画は、10年間の計画期間を通して、すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現を目指すものです。

中間見直しにおいては、社会情勢の変化や法改正への対応、市民意識やこれまでの取組状況等を踏まえ、施策や取組事業を中心に見直しを行いました。

計画策定時に掲げた基本理念や基本目標・課題は、計画期間を通じて一貫して取り組むべきものであり、中間見直しにおいても、引き続きの計画の柱として継承し、より一層の推進を図ります。

2

計画の基本理念

男女平等参画社会の実現をめざし、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、男女平等参画を推進していきます。

- 1 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- 2 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- 3 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- 4 家庭生活と仕事及び地域活動の両立
- 5 性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- 6 特に困難な状況にある人への配慮

3

計画の基本目標

基本理念を踏まえ、以下4つの基本目標を掲げます。本計画では、これらの目標を実現するため、それぞれの目標における課題と、解決の施策を体系化しています。

基本目標1 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

性別や性的指向・性自認にかかわらず、すべての人が尊重され、能力や個性を発揮できる社会を目指します。固定的な性別役割分担意識や、性差、性的指向及び性自認を含んだジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発を進めるとともに、様々な理由で困難な状況にある人々への支援を行い、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

- 基本理念1 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- 基本理念2 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- 基本理念6 特に困難な状況にある人への配慮

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進により、働くすべての人が仕事と生活を両立できる環境を整えます。管理的・決定的立場への女性の参画を推進し、男女平等参画社会の実現に寄与します。地域活動や災害対策の場において、リーダーとしての女性の参画を推進し、地域から男女平等参画社会を目指します。

- 基本理念3 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- 基本理念4 家庭生活と仕事及び地域活動の両立

基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

性別や、性的指向及び性自認に起因するあらゆる差別とハラスメント、暴力被害を防止します。DV（ドメスティック・バイオレンス）を防止するとともに、被害者の安全を確保し、自立支援を行います。生涯を通じた健康支援として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含むジェンダーや年代に応じた健康づくりを進めます。

- 基本理念5 性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- 基本理念6 特に困難な状況にある人への配慮

基本目標4 男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進

男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。そのために、市役所内部における推進体制の充実を図るとともに、拠点施設であるTAMA女性センターの機能充実と認知度向上に取り組みます。また、TAMA女性センター市民運営委員会や登録団体等との協働・連携により、市全体で取組を進めていきます。

計画の体系



施 策

★：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関連する施策

1

- (1) 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着と促進
- (2) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供【重点施策】
- (3) 多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供
- (4) 教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発
- (5) 市役所における男女平等参画の推進

2

多摩市困難女性支援基本計画

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援★【重点施策】
- (2) ひとり親家庭への支援★
- (3) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援★
- (4) 性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援★

1

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供
- (2) 家事・子育て・介護への支援や参画促進★
- (3) 市内事業者への意識啓発と情報提供
- (4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

2

- (1) 市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進
- (2) 市職員の女性活躍推進

3

- (1) 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進
- (2) 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進【重点施策】

4

- (1) 女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援
- (2) 市内事業所における女性活躍推進

1

- (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供★
- (2) 暴力の未然防止と早期発見★
- (3) 被害者の安全確保と自立支援★【重点施策】

2

- (1) 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供★

3

- (1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実★
- (2) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」に関する意識啓発と情報提供★
- (3) こころとからだの健康づくりに関する支援

1

- (1) 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理
- (2) 国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換

2

- (1) TAMA女性センターの充実★
- (2) 市民参画による男女平等参画の推進

中間見直しにおける重点施策

中間見直しでは、これまでの第4次行動計画の取組状況を踏まえたうえで、市を取り巻く社会情勢の変化、市民・職員意識実態調査等から明らかになった課題をもとに、今後特に重点的かつ優先的に取り組む施策を、「重点施策」として位置づけました。行動計画の後期5年間ににおいては、これらの「重点施策」を中心に、より実効性のある施策の推進に取り組んでいきます。

重点施策1（基本目標1）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

男女平等参画を推進するうえで課題となる、固定的性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるよう、引き続き意識啓発と情報提供を行います。

重点施策2（基本目標1）困難な問題を抱える女性への支援

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

重点施策3（基本目標2）男女平等参画社会の視点に立った 災害に強いまちづくりの推進

避難所の運営や災害用備蓄物資の整備などに男女平等参画社会の視点を取り入れるとともに、平常時から災害対策に関する方針を含むあらゆる決定過程に女性の参画を促進するなど、多様な立場の人が安全・安心を感じられる災害に強いまちづくりに取り組みます。

重点施策4（基本目標3）被害者の安全確保と自立支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDV（配偶者暴力）の根絶と、被害者の安全確保と自立支援を図るため、関係機関との連携強化による支援や相談・支援情報の周知、市民への意識啓発に取り組みます。



目標設定事業

基本目標1 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

事業番号	事業	担当課	指標	近況値 (令和6年度)	目標値	掲載ページ
2	男女平等参画推進に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	男女平等参画推進に向けた意識啓発事業の参加者アンケートで「とてもよかった」と回答した人の割合	57.0%	70.0%	p. 24
3	情報誌「たまの女性」やSNS等を活用した情報提供の実施	女性センター 平和・人権課	情報誌「たまの女性」の発行回数	2回	年2回以上	p. 24
5	図書資料を通じた意識啓発と情報提供	図書館	女性センターと図書館の連携事業数	1事業	年1事業以上	p. 24
6	アイスランドとの交流事業を通じた男女平等参画推進に向けた意識啓発や情報提供の実施	女性センター 文化・生涯学習推進課	アイスランド関連事業において、男女平等参画推進に関する周知・啓発事業を実施した回数	—	年1回以上	p. 24
7	性的指向・性自認(SOGI)に関する正しい理解の促進	女性センター 平和・人権課	性的指向や性自認(SOGI)に関する意識啓発事業の実施回数	6事業	年2事業以上	p. 25
10	教職員の男女平等参画意識の醸成	教育指導課	教職員を対象とした男女平等参画に関する研修の実施回数	1回	年1回以上	p. 25
11	市職員のジェンダー平等意識の醸成	女性センター	市職員を対象にしたジェンダー平等、男女平等参画に関する研修の実施回数	2回	年2回以上	p. 25

14 ☀	困難女性の問題解決に向けた関係機関との連携強化	女性センター 福祉・子育て部門の関係課	支援調整会議（個別ケース会議）の実施回数	—	年36回以上	p.28
15 ☀	困難女性を取り巻く問題に関する理解促進	女性センター	啓発事業の実施回数	—	年1回以上	p.28
18	ひとり親家庭の生活安定のための自立支援	子ども・若者政策課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣回数	285回	650回	p.28
20	障がい者の生活安定のための自立支援	障害福祉課	地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型の一日当たり利用人數	48.3人／日	50人／日	p.29
21	生活困窮者の生活安定のための自立支援	福祉総務課	就労率（就労支援プラン対象者のうち就労した者及び就労により収入が増加した者の割合）	90.3%	75.0%	p.29
22	ひきこもり世帯の生活安定のための自立支援	福祉総務課	他支援機関につながった割合（他機関につながった数／相談実件数）	24.3%	20.0%	p.29
23	外国人の生活安定のための自立支援	文化・生涯学習推進課	多摩市国際交流センターが実施している外国人向けの日本語教室の参加者数	3,071人	3,950人	p.29
24	いのち支える自殺対策における取組	福祉総務課	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	16.19人（令和5年）	10.28人以下	p.29
25	【再掲】性的指向・性自認(SOGI)に関する正しい理解の促進	女性センター 平和・人権課	性的指向や性自認(SOGI)に関する意識啓発事業の実施回数	6事業	年2事業以上	p.29

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進

事業番号	事業	担当課	指標	近況値 (令和6年度)	目標値	掲載ページ
28	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発事業の実施回数	3事業	年2事業以上	p. 35
30	【再掲】男女平等参画推進に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	男女平等参画推進に向けた意識啓発事業の参加者アンケートで「とてもよかったです」と回答した人の割合	57.0%	70.0%	p. 35
31 ◆	妊産婦に対する家事支援サービスの充実	こども家庭センター	子ども家庭センター派遣事業利用者数	109人	100人	p. 35
35	多様な保育サービスの提供	子ども・若者政策課	認可保育所の待機率（0-2歳児）	0.0%	0.0%	p. 36
36 ◆	多様な保育サービスの提供	こども家庭センター	こども家庭センターたまっこで実施するリフレッシュ時保育事業及び多摩市こども誰でも通園事業の総延べ利用時間	—	4,000時間	p. 36
37 ◆	多様な保育サービスの提供	こども家庭センター	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の利用者数	134,299人	120,000人	p. 36
38 ◆	多様な保育サービスの提供	児童青少年課	学童クラブ利用者アンケートの満足度	—	100%	p. 36
39	放課後の子どもの居場所づくりの推進	児童青少年課	放課後子ども教室への参加児童数	27,944人	36,000人	p. 36
41 ◆	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	こども家庭センター	ファミリー・サポート・センター活動件数	—	3,000件	p. 36

45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた市内事業者への意識啓発と情報提供の実施	女性センター	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた市内事業者への意識啓発事業の実施回数	1事業	年1事業以上	p.37
47	市男性職員の育児・介護休業等の取得促進	人事課	男性職員の育児休業取得率＆取得期間	83.3% うち3週間以上100%	20.0% うち3週間以上50.0%	p.37
49	市職員一人当たりの年間年次有給休暇取得促進	人事課	一般職の年間年次有給休暇取得日数	16.5日	14.5日	p.38
50	市職員一人当たりの年間超過勤務時間削減	人事課	一般職の月毎の超過勤務時間数	13.0時間	前年度比減	p.38
52 ◆	市の行政委員会、附属機関等における男女平等参画の推進	全庁	市の各行政委員会、附属機関等において、一番多い性別の割合が60%を超える委員会の全体における割合 女性、男性が一人もいない市の行政委員会、附属機関等の数	70.0% 5	前年度比減 0	p.42
54	市女性職員の活躍に向けた取組の実施	人事課	管理職に占める女性割合 係長職に占める女性割合	20.3% 27.3%	20.0% 30.0%	p.42
55 ★	地域を担う女性リーダーの育成	女性センター	連続講座や体験型講座等、参加者同士の交流につながる事業の実施回数	—	年2事業以上	p.45
56 ◆	地域・市民活動における女性リーダーの育成	文化・生涯学習推進課	地域活動につながる人材の発掘・養成に向けたわがまち学習講座の受講者数のうち女性の割合	—	50%	p.45

61	男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進	女性センター	市民や事業者を対象とした男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進に向けた啓発事業の実施回数	5事業	年1事業以上	p. 46
62 ★	女性の就労・再就職・キャリア形成支援	女性センター	女性を対象とした就労・再就職・キャリア形成・創業支援の実施回数	—	年2事業以上	p. 48
65	市内事業所の女性活躍推進に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	市内事業所の女性活躍推進に向けた意識啓発事業の実施回数	1事業	年1事業以上	p. 49

基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

事業番号	事業	担当課	指標	近況値 (令和6年度)	目標値	掲載ページ
66	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発事業の実施回数	5事業	年2事業以上	p. 53
70	乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	こども家庭センター	乳児（3-4ヶ月健康診査）健診の未受診者把握率と把握時期	100% 把握時期2ヶ月以内	100% 把握時期2ヶ月以内	p. 53
74	関係機関との連携強化	女性センター	「多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会」の開催回数	2回	年2回以上	p. 54
77	性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター 平和・人権課	性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止に向けた意識啓発事業の実施回数	6事業	年1事業以上	p. 54
78	【再掲】教職員の男女平等参画意識の醸成	教育指導課	教職員を対象とした男女平等参画に関する研修の実施回数	1回	年1回以上	p. 57
82	性に関する教職員への研修と意識啓発	教育指導課	教職員を対象とした男女平等参画に関する研修の実施回数	2回	年1回	p. 59
83	女性のライフステージに応じた健康支援の充実	健康推進課	女性特有のがん検診（乳がん、子宮がん）の受診率	乳がん： 26.7% 子宮頸がん： 29.1%	前年度比増	p. 59
92 ◆	健康づくり地域活動の推進	健康推進課	健康づくり推進員の地区活動及び啓発活動の開催	55回	50回（ウォーキングは雨天中止を含む）	p. 60

93	スポーツを通じた健康づくり	スポーツ振興課	週1回以上スポーツをした人の割合（体操やウォーキング等を含む）	51.1%	70.0%	p. 60
----	---------------	---------	---------------------------------	-------	-------	-------

基本目標4 男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進

事業番号	事業	担当課	指標	近況値 (令和6年度)	目標値	掲載ページ
94	計画推進状況の把握と評価	女性センター	本計画に位置づけた全事業の推進レベル平均値	8.6	10	p. 61
98	T A M A 女性センターの認知度向上に向けた取組	女性センター	T A M A 女性センターの認知度	48.6% (令和5年度世論調査)	55.0%	p. 64

第3章

中間見直しの内容

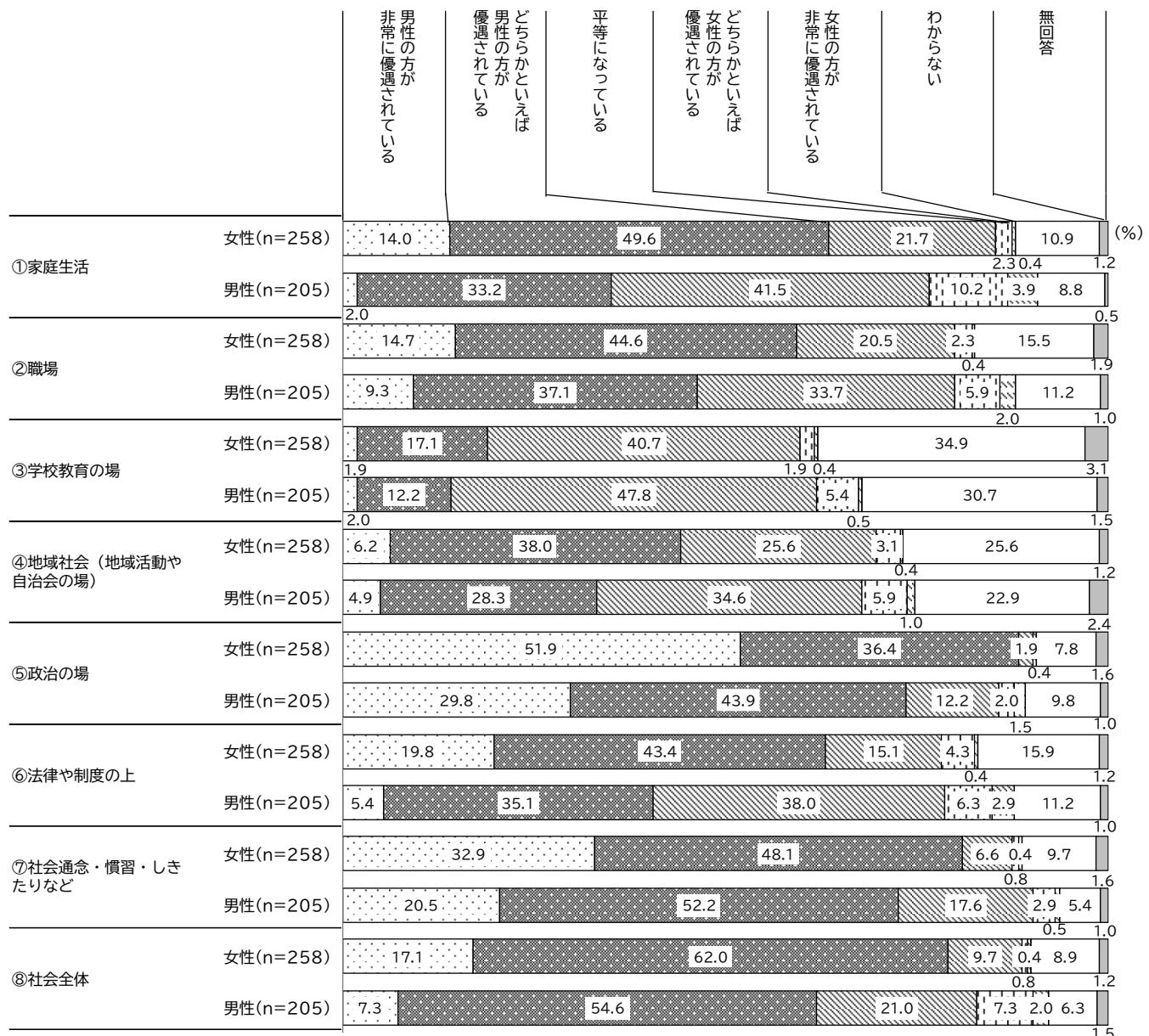
基本目標1 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

課題① 家庭・学校・地域等におけるジェンダー平等意識の醸成

■現状と課題■

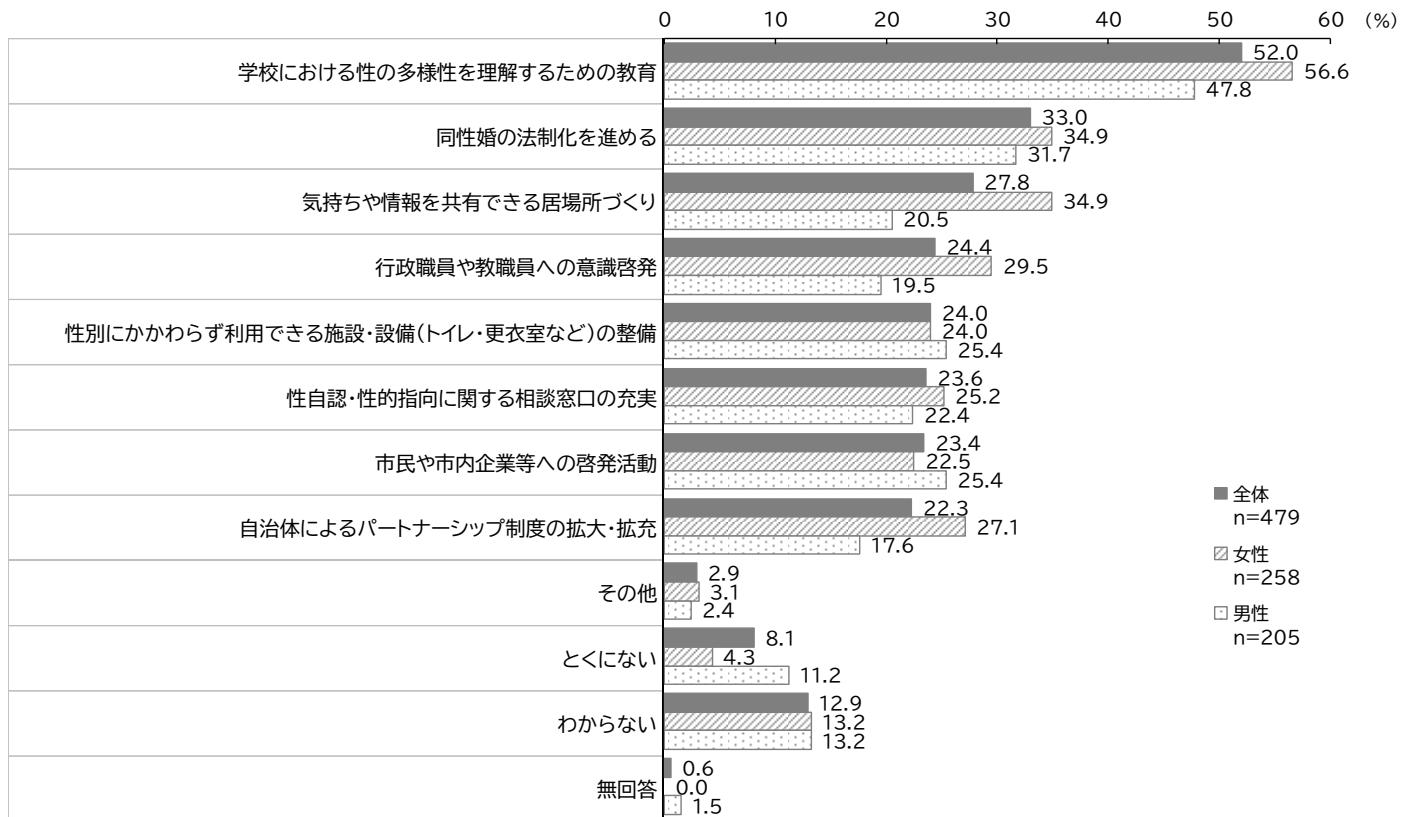
- 本市では、平成26(2014)年1月に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の理念のもと、ジェンダー平等に向けた様々な取組を実施してきました。
- 市民意識調査では、男女の地位の平等感について、多くの分野で「男性の方が優遇されている」と考えている人の割合が多く、かつ男女間で認識の差も見られました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、反対が7割を超え、5年前の調査よりも1割程度増えている一方で、「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」という考え方については、賛成が約4割を占めており、固定的性別役割分担意識を持つ人は減少傾向にあるものの、依然として残っていることが見受けられました。
- 「男女平等参画社会の実現に向けて力を入れていくべき施策」や「多様な性を認め合う社会をつくるための取組」を市民意識調査で尋ねたところ、学校における教育が重要であると考える人の割合が最も高く、授業等を活用した児童・生徒や教職員への意識醸成が求められています。
- 「性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現」のためには、市民一人ひとりのジェンダー平等意識を醸成し、社会全体に依然として根強く残る固定的性別役割分担意識や、性差、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に引き続き取り組んでいく必要があります。

図表1 分野別の男女の地位の平等感（性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表2 多様な性を認め合う社会をつくるための取組（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 固定的性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるよう、意識啓発と情報提供を行います。また、啓発事業の実施にあたっては、性別・年代を問わず参加しやすい事業を開いていきます。
- 多摩市と友好関係にあり、ジェンダー平等先進国であるアイスランドとの交流事業を通じて、アイスランドにおけるジェンダー平等の先進的な取組を学んだり、アイスランドの方々の考え方や意識に触れたりする機会を作ります。
- 子どもの頃から男女平等参画意識を醸成し、また多様な性と生に関する正しい理解を深め、お互いを尊重し合うことができるよう、市立小・中学校における教職員及び児童・生徒を対象とした人権教育を推進します。また、TAMA女性センターが実施する出前授業については、より内容を充実させ、これまで注力してきた、性の多様性に関するプログラムに加え、デートDVやリプロダクティブ・ヘルス／ライツ等、多様なテーマのプログラムを、教育現場が取り入れやすいよう整えていきます。
- 市役所においても、常勤非常勤を問わず、すべての市職員を対象として研修等を充実させ、職員一人ひとりのジェンダー平等意識の醸成と性の多様性に関する知識の習得、また男女平等参画の視点に立って業務に取り組むことを推進します。

■施策■

(1)「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着の推進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
1	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の周知	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を広く市民や事業者等に周知し、市全体で男女平等参画を推進します。	女性センター	

(2)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

重点施策

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
2	男女平等参画推進に向けた意識啓発と情報提供の実施	固定的性別役割分担意識の解消、ジェンダー平等意識の醸成に向け、様々な視点や新たな発想を取り入れるなど、効果的な意識啓発や情報提供を行います。性別・年齢問わず参加しやすい事業を実施する中で、特に男性も参加しやすい講座等の実施に努めます。	女性センター	●
3	情報誌「たまの女性」やSNS等を活用した情報提供の実施	固定的性別役割分担意識の解消、ジェンダー平等意識の醸成に向けて、情報誌「たまの女性」やSNS等の多様な手法を活用して市民や事業者等に情報提供を行います。また、情報誌「たまの女性」を活用して計画の重点施策の周知強化を図ります。	女性センター 平和・人権課	●
4	男女平等参画推進の視点に立った事業の実施	男女平等参画推進の視点に立った事業を実施します。	公民館	●
5	図書資料を通じた意識啓発と情報提供	男女平等参画に関する図書資料を収集し、市民に貸出しを行います。また、女性センターと連携して図書館で企画展示を行うなど意識啓発や情報提供を行います。	図書館	●
6 ※	アイスランドとの交流事業を通じた男女平等参画推進に向けた意識啓発や情報提供の実施	多摩市がホストタウンを務めているアイスランドを知り、ジェンダー平等についての理解を深めるため、アイスランド交流事業において、ジェンダー平等先進国であるアイスランドの先進的な取組を紹介し、男女平等参画社会に向けた啓発を行います。	女性センター 文化・生涯学習 推進課	●

(3) 多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
7	性的指向・性自認(SOGI) に関する正しい理解の促進	性的指向や性自認(SOGI)による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター 平和・人権課	●

(4) 教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
8	児童・生徒の男女平等参画意識の醸成	学習指導要領等に基づき、授業を中心とした教育活動などで男女平等参画に関する指導を行います。また、男女平等参画推進に向けた教育環境を整備します。	教育指導課	
9 ●	男女平等参画の視点に立った児童・生徒のための出前授業の実施	市内小中学校の児童等を対象に、男女平等参画、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康を守る権利)、デートDV防止等に関する出前授業を行い、成長段階から各テーマの重要性を理解できるよう取り組みます。	女性センター	
10	教職員の男女平等参画意識の醸成	女性センターと連携して教職員に向けた男女平等に関する研修や意識啓発を推進します。	教育指導課	●

(5) 市役所における男女平等参画の推進

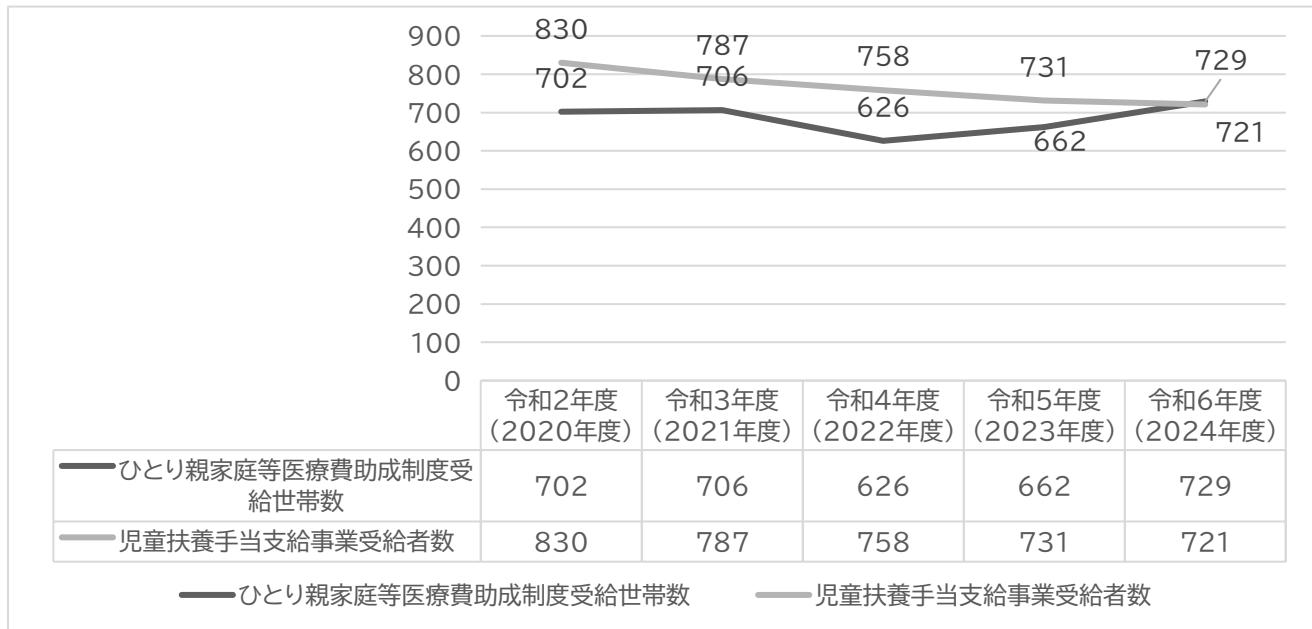
No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
11	市職員のジェンダー平等意識の醸成	人事課と連携して、常勤非常勤を問わずすべての市職員を対象にジェンダー平等、男女平等参画推進に関する研修や情報提供を実施します。	女性センター	●
12	性別にとらわれない職場づくりの推進	性別にとらわれず職員一人ひとりが能力及び個性を發揮できる職場づくりを推進します。	全庁	

課題2 困難な状況に置かれている方への支援

■現状と課題■

- 女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等など複雑化、多様化、複合化する中で、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを背景に、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために必要な事項を定めた、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されました。
- 女性の福祉や人権の尊重・擁護を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指すもので、複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、区市町村は支援対象者にとって最も身近な相談窓口として機能するとともに、庁内の関係部署と連携して包括的な支援を実施することが求められています。
- 本法律の成立により、困難な状況に陥っている女性をより包括的に支援する機運が高まり、本市としてもよりいっそう関連する取組に力を入れていく必要があります。
- 近年の社会経済情勢の変化や、経済的な困難、地域からの孤立などを背景に、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、生活困窮者、また性的マイノリティであることや外国籍であることを理由とした困難など、それぞれ多種多様な背景や課題を持つ方が増えています。こうした多様で複雑な課題を抱えた方への支援にあたって、関連部署や関係機関との連携をこれまで以上に強化し、きめ細かな支援を行っていくことが求められています。
- 多様な性的指向・性自認に対する理解が未だ十分に進んでいない中で、生きづらさを感じているLGBTQ+当事者等への支援として、令和4(2022)年2月に「多摩市パートナーシップ制度」を開始しました。令和6(2024)年度までに14人が制度を利用し宣誓しています。引き続き、当事者への支援と理解促進が求められます。

図表3 ひとり親世帯の推移（多摩市）



※ひとり親家庭等医療費助成制度及び児童扶養手当支給事業は、両親がいない児童などを養育している養育者も含まれる他、所得制限が設けられています。

図表4 ひとり親世帯の現在困っていること（東京都）〔複数回答〕

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	親族の健康・介護について	子供の世話について	つ子供の教育・進路・就職につ	い社会的偏見（世間体）につ	その他
総数	100.0	64.8	28.7	20.2	10.7	19.9	11.4	25.4	50.2	5.9	4.6
	(307世帯)										(%)
母子世帯	100.0	66.0	29.5	21.2	8.0	20.5	11.5	24.7	49.3	5.6	4.9
	(288世帯)										
父子世帯	100.0	47.4	15.8	5.3	52.6	10.5	10.5	36.8	63.2	10.5	-
	(19世帯)										

出典：「令和4年度 東京の子供と家庭報告書」東京都福祉局

図表5 パートナーシップ制度の宣誓者数

年 度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
宣誓者数	6人	6人	0人	2人

出典：「令和6年度 TAMA女性センター事業概要」

■施策の方向性■

- 複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。新たに支援調整会議を設置し、府内外の連携体制により、重層的な問題に対して細やかな支援を行います。
- 社会課題としての女性の困難さに関して、市民や市職員を対象に理解促進のための研修や意識啓発を行います。
- 女性支援を行う民間団体に関する情報収集及び民間団体へのアプローチや連携体制の構築について、調査・検討を進めます。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり世帯、外国人、性的指向・性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当事者など、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女平等参画の視点からきめ細かな相談や具体的な支援等を行います。

■施策■

多摩市困難女性支援基本計画

(1) 困難な問題を抱える女性への支援

重点施策

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
13	女性センター相談窓口の充実	DV等の暴力や生活、健康など女性を取り巻く悩みや課題に関する相談を実施し、解決に向けたエンパワーメント（その人が持つ力を引き出すこと）を行います。併せて、相談しやすい環境の整備や相談員の相談能力の向上に取り組みます。	女性センター	
14 ●	困難女性の問題解決に向けた関係機関との連携強化	支援調整会議を開催し、関係部署との連携関係を強化します。	女性センター	●
15 ●	困難女性を取り巻く問題に関する理解促進	社会課題としての女性の困難さに関して、市民や市職員を対象に理解促進のための研修や意識啓発を行います。	女性センター	●
16 ●	民間団体との連携に向けた検討	女性支援を行う民間団体に関する情報収集及び民間団体へのアプローチや連携体制の構築について、調査・検討を進めます。	女性センター	

(2) ひとり親家庭への支援

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
17	ひとり親家庭を対象にした相談の実施	ひとり親家庭が抱える家計や生活面など様々な悩みや課題の解決に向けて、母子父子自立支援員が相談を実施します。	子ども・若者政策課	
18	ひとり親家庭の生活安定のための自立支援	ひとり親家庭が自立した地域生活を送ることができるよう、ホームヘルパーの派遣や母子・父子福祉資金貸付等の支援を行います。また、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。	子ども・若者政策課	●

(3) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
19	高齢者の生活安定のための自立支援	高齢者が自立した地域生活を送ることができるように、地域包括支援センターが中心となって相談等の支援を行います。	高齢支援課	
20	障がい者の生活安定のための自立支援	障がい者が自立した地域生活を送ることができるように、地域活動支援センターが中心となって相談等の支援を行います。	障害福祉課	●
21	生活困窮者の生活安定のための自立支援	生活困窮者が自立した地域生活を送ることができるように、しごと・くらし・サポートステーションが中心となって相談等の支援を行います。	福祉総務課	●
22	ひきこもり世帯の生活安定のための自立支援	ひきこもり世帯が自立した地域生活を送ることができるよう、しごと・くらし・サポートステーションが中心となって相談等の支援を行います。	福祉総務課	●
23	外国人の生活安定のための自立支援	外国人が自立した地域生活を送ることができるように、多摩市国際交流センター等の関係機関と連携して日本語教室の実施や相談等の支援を行います。	文化・生涯学習推進課	●
24	いのち支える自殺対策における取組	誰も自殺に追い込まれることがないように、関係機関等と連携して「生きることの包括的な支援」を行います。	福祉総務課	●

(4) 性的指向・性自認に関する課題(SOGI)を抱えている当事者等への支援

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
25	【再掲】性的指向・性自認(SOGI)に関する正しい理解の促進	性的指向や性自認(SOGI)による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター 平和・人権課	●
26	性的指向・性自認(SOGI)に関する相談の実施	性的指向や性自認(SOGI)に関する悩みや課題を抱えている当事者やその周囲の人を対象にした専門相談を実施します。	女性センター	
27	パートナーシップ制度の更なる拡充	多摩市パートナーシップ制度の拡充に向けて、制度利用できる事業の拡大や、庁内外への周知を行います。	女性センター	

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスと

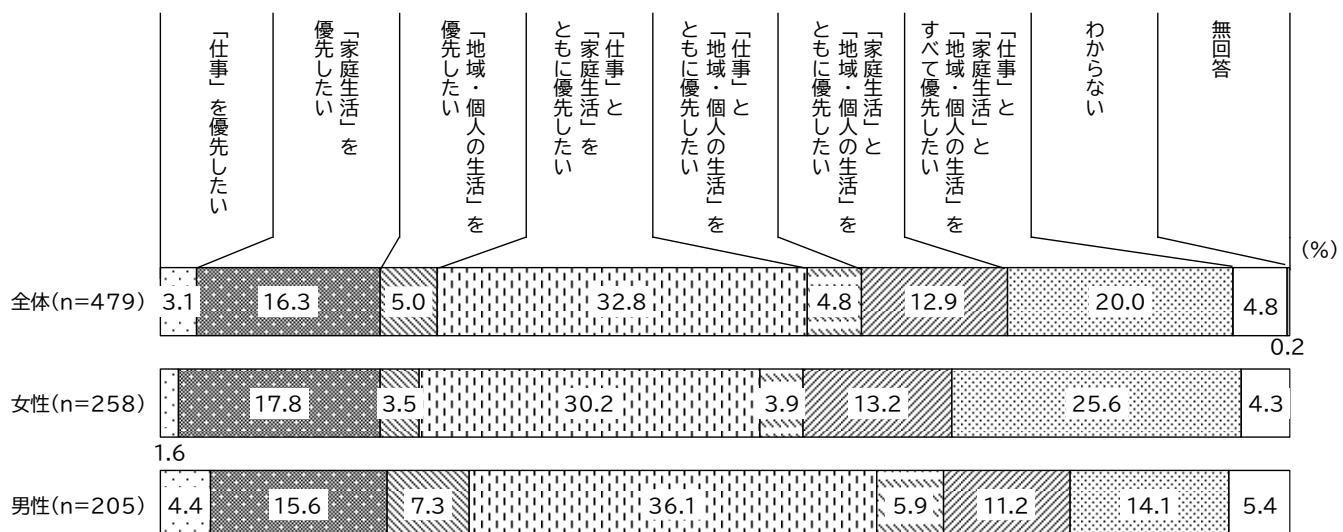
あらゆる分野における女性の活躍の推進

課題① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

■現状と課題■

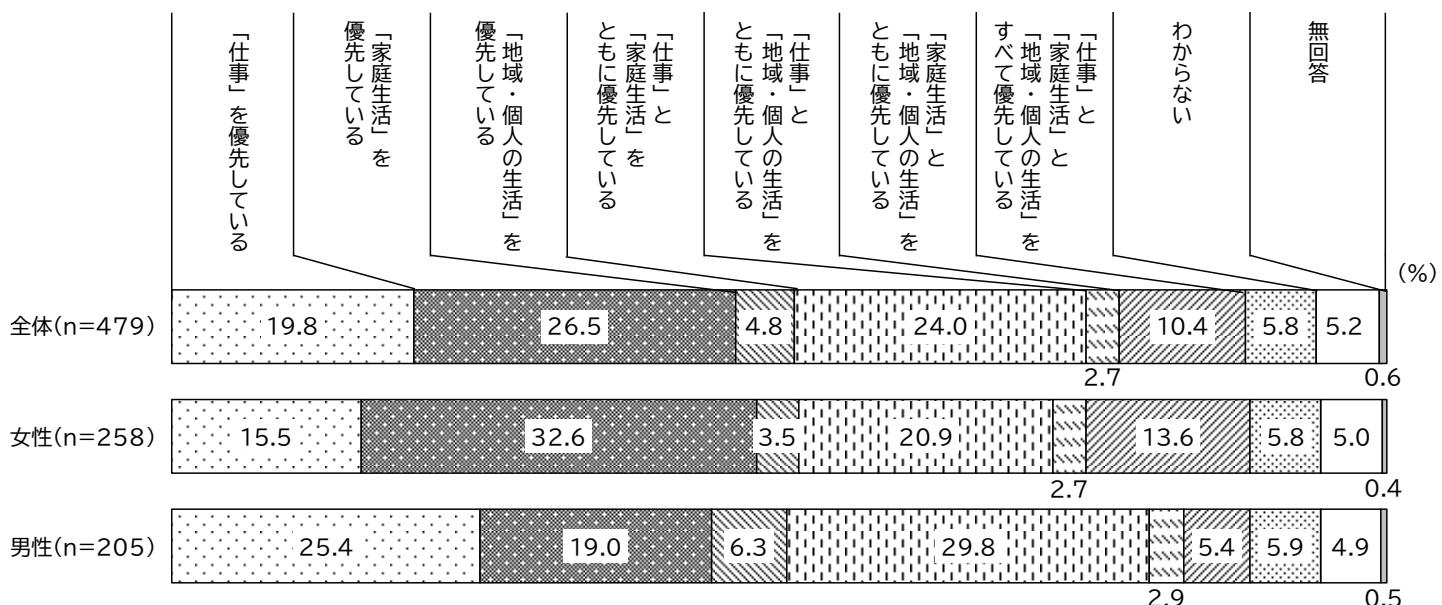
- 市民の誰もが、職場、家庭、地域などで能力や個性を発揮して生活していくためには、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくことが不可欠です。
- 市民意識調査では、希望するワーク・ライフ・バランスについて、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の回答が最も多く、前回調査（令和元年度）よりもその割合が高くなっています。しかし、実際のワーク・ライフ・バランスについては、女性は「『家庭生活』を優先している」が最も多く、男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が最も多いが、次いで「『仕事』を優先している」が多くなっており、希望するワーク・ライフ・バランスと、現実にギャップがあることがわります。
- 市民意識調査では、夫婦の役割分担について、「家庭の重大事項の決定」における「夫と妻と同程度」が56.2%で一番多くなっています。一方、「食事のしたく」「食事のあとかたづけ」「洗濯」「掃除」「育児（乳幼児の世話）」においては、「妻の役割」（「妻の役割」と「どちらかといえば妻の役割」の合計）が半数を超えており、家庭における仕事内容によって夫婦の間で役割分担に偏りがあることがわかつます。また、男性が家事に参加するために必要なこととして、「夫婦や家族でコミュニケーションをよくとする」が最も多く、「長時間労働のは正や、在宅勤務など多様な働き方ができるようになる」「男性自身の抵抗感をなくす」と続いています。
- ワーク・ライフ・バランス実現のための施策として、市民意識調査では「介護休業・育児休業が取得しやすく、復職しやすい職場環境を整えること」が最も多く、次いで「フレックスタイムやテレワークなど多様な働き方が広がること」「職場での男女の昇進・待遇の格差をなくし、雇用の機会均等を推進すること」となっています。
- 誰もが自らの個性や能力を発揮し、自ら希望するライフスタイルの実現が図れるよう、多様で柔軟な働き方や男性の家事等への参画に関して、市民や事業者に向けた積極的な啓発を進める必要があります。

図表6 希望するワーク・ライフ・バランス（全体・性別）



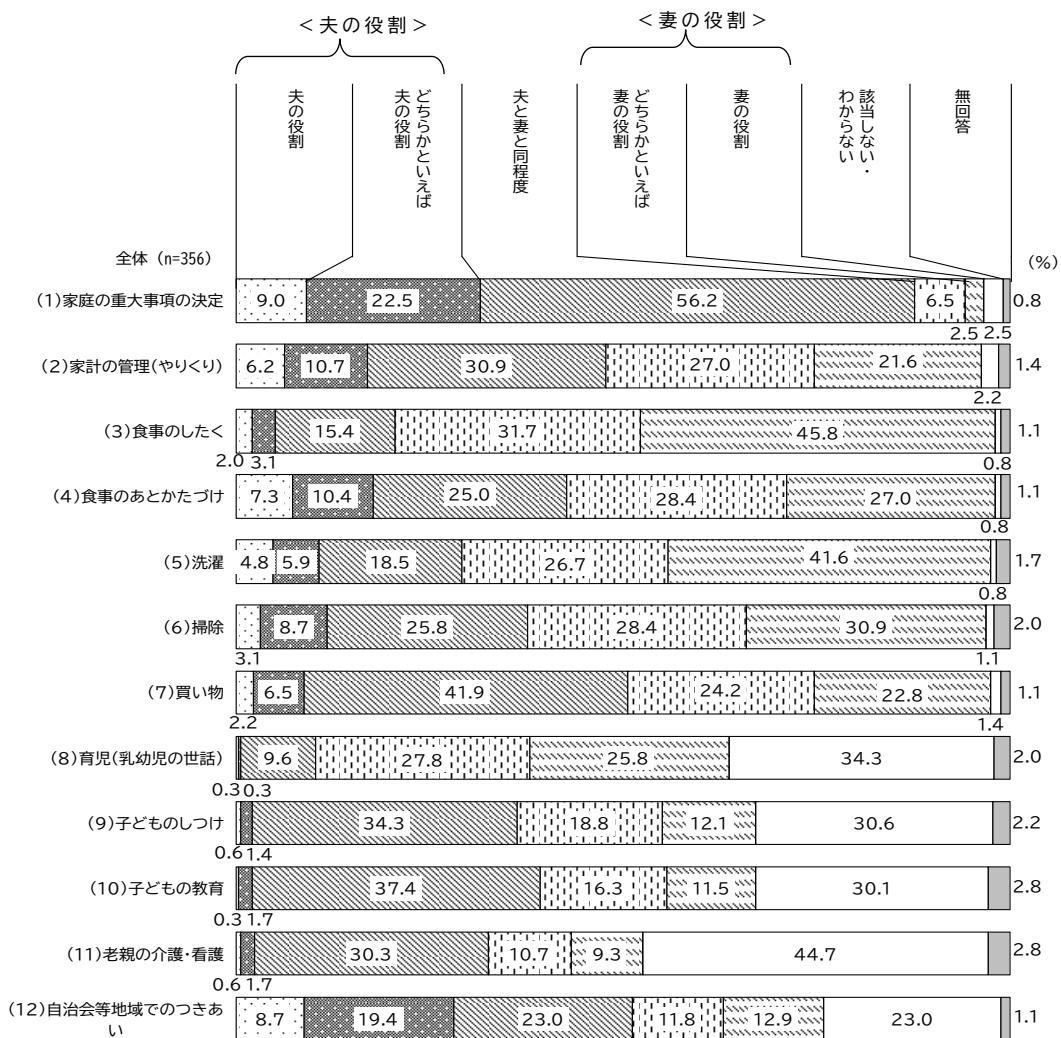
出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表7 実際のワーク・ライフ・バランス（全体・性別）



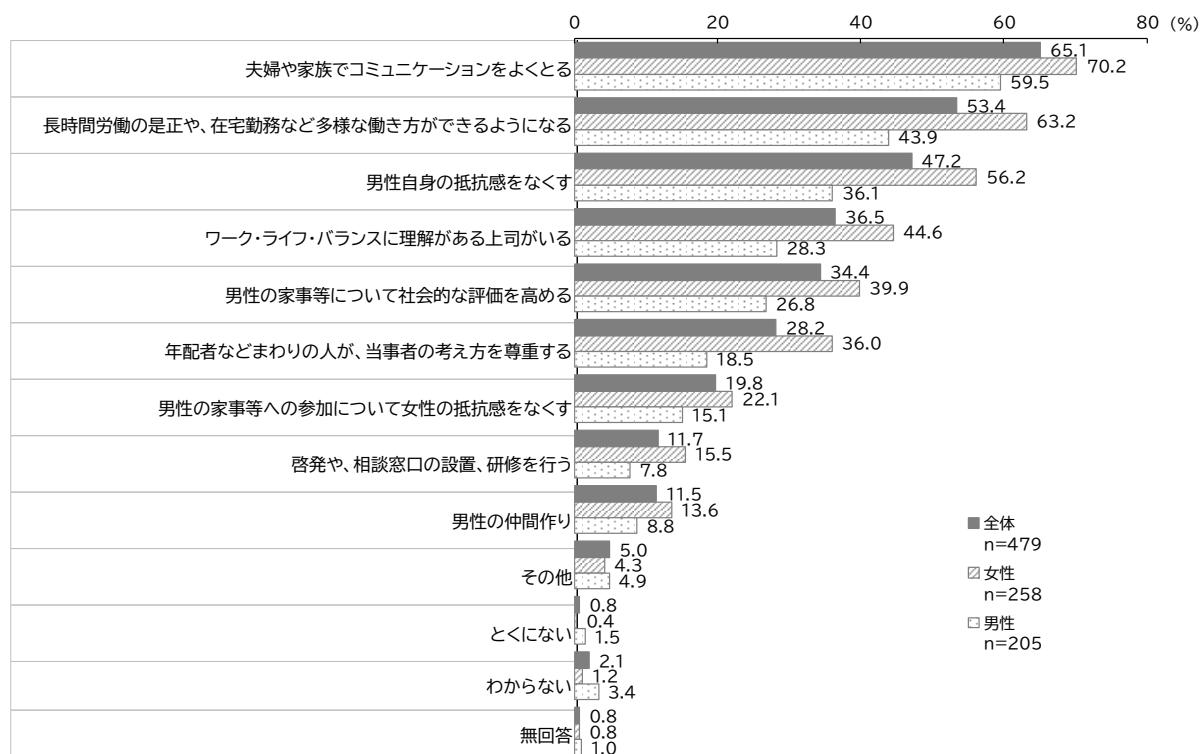
出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表8 夫婦の役割分担



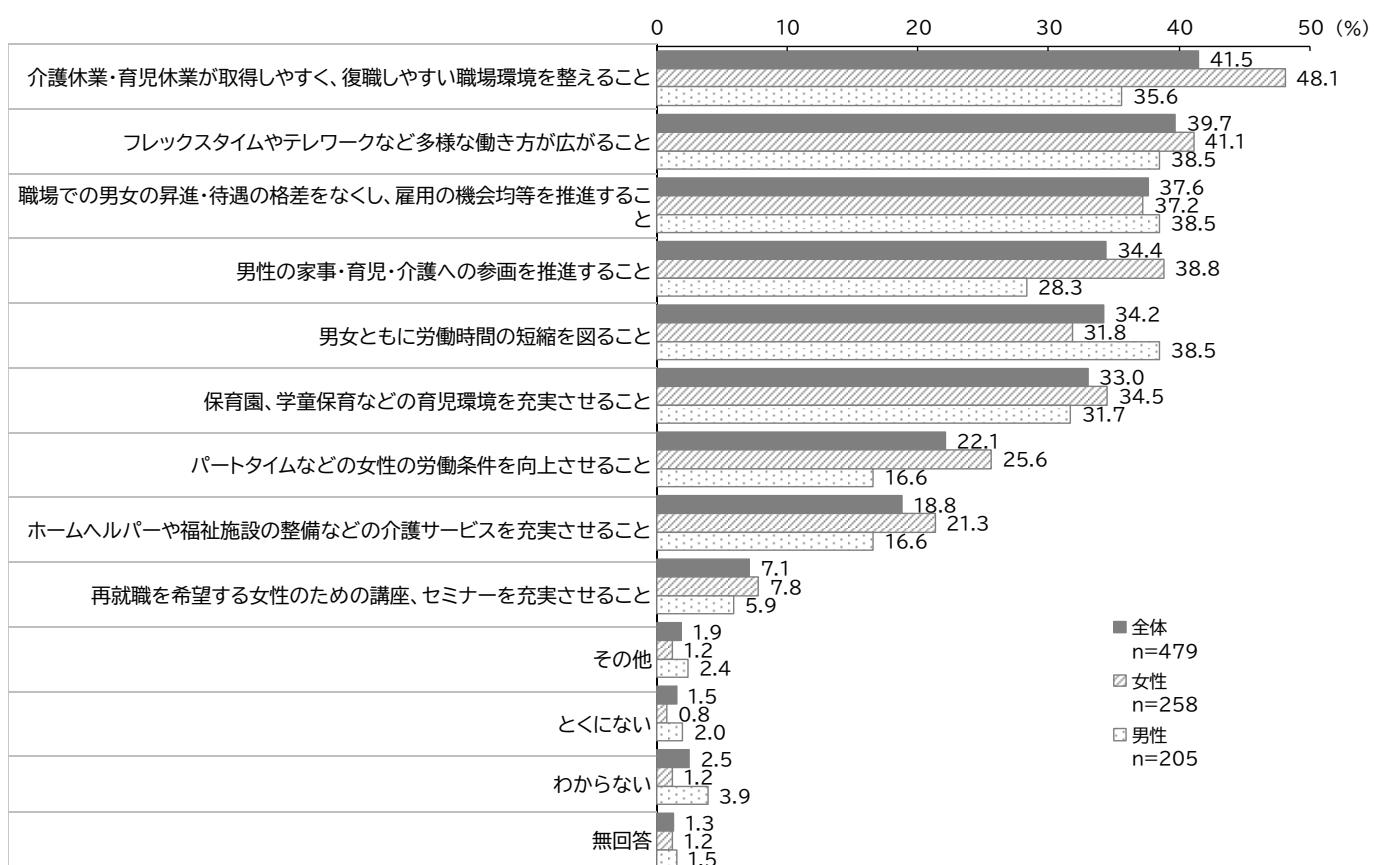
出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表9 男性の家事への参加について（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表10 ワーク・ライフ・バランスの実現のための重要施策



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を理解し、実現できるよう、市民や事業者に向けた意識啓発や情報提供を行います。
- 市民一人ひとりが性別にとらわれず家事・子育て・介護に積極的に関われるように意識啓発と情報提供を行います。また、仕事と子育ての両立のため、多様な保育サービスを提供します。
- 市役所内においても、超過勤務時間の削減や男性職員の育児・介護休業等の取得を促進し、率先して働きやすい環境を目指します。

■施策■

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
28	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発と情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	●
29	民間事業者と連携した健幸啓発事業	健幸！ワーク宣言企業を中心とした民間事業者と連携し、職場での健幸づくりを推進します。	企画課	

(2) 家事・子育て・介護への支援や参画促進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
30	【再掲】男女平等参画推進に向けた意識啓発と情報提供の実施	固定的性別役割分担意識の解消、ジェンダー平等意識の醸成に向け、様々な視点や新たな発想を取り入れるなど、効果的な意識啓発や情報提供を行います。性別・年齢問わず参加しやすい事業を実施する中で、特に男性も参加しやすい講座等の実施に努めます。	女性センター	●
31 ◆	妊産婦に対する家事支援サービスの充実	「子ども家庭センター派遣事業」を実施し、妊産婦のいる家庭にセンターを派遣し家事援助等を行うことで、家事・育児負担の軽減を図ります。	こども家庭センター	●
32	子育てに関する情報の提供	保育所や幼稚園、児童手当や医療助成等に係る子育てに関する情報提供を行います。	子ども・若者政策課	

33	子育てに関する情報の提供	妊娠から出産、子育て期にかけて、相談や講座等を通して育児や子育てに関する情報提供を行い、子育て支援サービスの利用に繋げます。	こども家庭センター	
34	子育てに関する情報の提供	相談や講座等を通して子育てに関する情報提供を行います。	児童青少年課	
35	多様な保育サービスの提供	認可保育園の設置など多様な保育サービスの提供を進め、待機児童の解消に努めます。また、保護者のニーズに合わせて多摩市こども誰でも通園事業や一時保育、延長保育、病後児保育等を実施しサービスの充実を図ります。	子ども・若者政策課	●
36 ◆	多様な保育サービスの提供	リフレッシュ一時保育や多摩市こども誰でも通園事業を実施し、保護者のニーズに合わせたサービスの充実を図ります。	こども家庭センター	●
37 ◆	多様な保育サービスの提供	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)を実施し、保護者のニーズに合わせたサービスの充実を図ります。	こども家庭センター	●
38 ◆	多様な保育サービスの提供	放課後児童健全育成事業を実施し、保護者のニーズに合わせたサービスの充実を図ります。	児童青少年課	●
39	放課後の子どもの居場所づくりの推進	児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりのため、地域のボランティアの方々と協働した放課後子ども教室を実施するとともに、事業者への業務委託による週5日実施を推進します。	児童青少年課	●
40	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	市内幼稚園や保育所などの園長会や保育協議会等の関係機関と連携を強化し、性別にとらわれず子育てを地域で支え合うためのネットワークづくりを進めます。	子ども・若者政策課	
41 ◆	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における子育ての相互援助活動を進めます。	こども家庭センター	●

42	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	地域子育て支援拠点において定期的なネットワーク会議を開催し、性別にとらわれず子育てを地域で支え合うためのネットワークづくりを進めます。	児童青少年課	
43	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	先輩パパママとの交流会や両親学級（パパママ学級）を実施し、性別にとらわれず子育てを地域で支え合うためのネットワークづくりを進めます。	こども家庭センター	
44	【再掲】 高齢者の生活安定のための自立支援	高齢者が自立した地域生活を送ることができるように、地域包括支援センターが中心となって相談等の支援を行います。	高齢支援課	

(3) 市内事業者への意識啓発と情報提供

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた市内事業者への意識啓発と情報提供の実施	市内事業所を対象にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	●
46	公共調達における取組 事業所の評価	公共調達における総合評価落札方式を実施する際に事業所の男女平等参画に関する取組を評価します。	総務契約課	

(4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
47	市男性職員の育児・介護休業等の取得促進	市男性職員の育児・介護休業の取得に関する啓発により職場環境の整備に取り組む他、人事担当課の相談体制の強化や休暇に関する情報発信を行うことで、休暇を希望する職員の休暇取得促進に努めます。	人事課	●

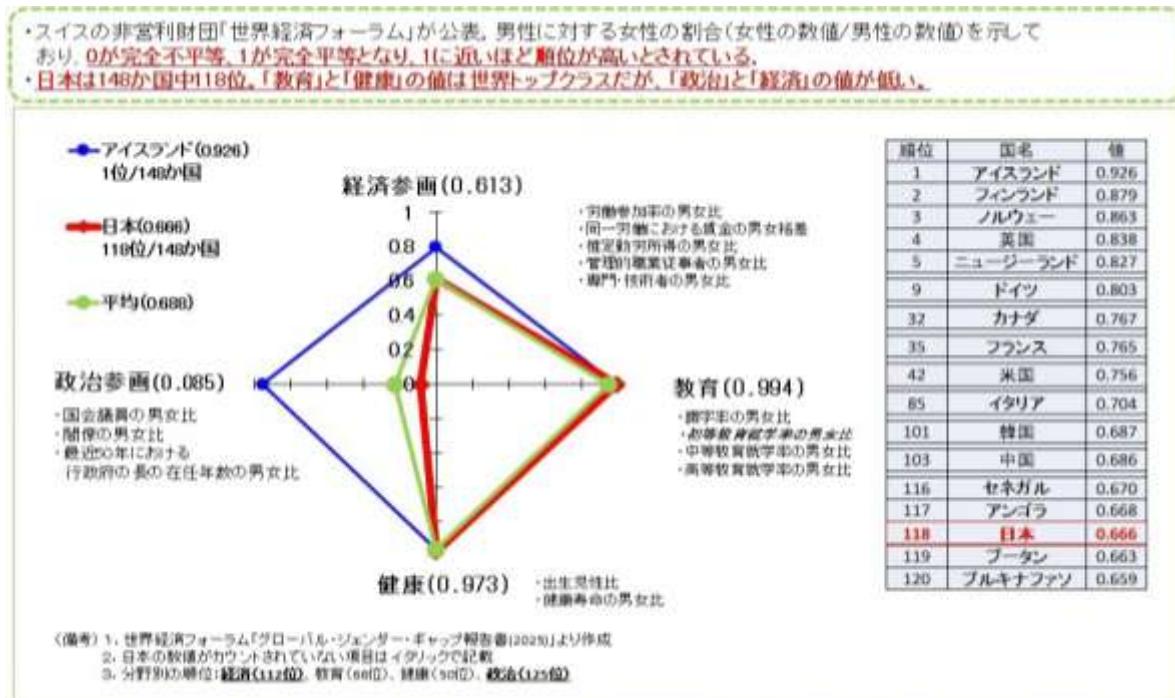
48	在宅勤務制度の利用支援	通勤時間や超過勤務を削減し、職員の育児・介護との両立やワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、在宅勤務制度を推進します。 今後、利用手続きの簡素化や、マネジメント体制の見直しにより、利用上限日数の緩和を見据えて検討を進めます。	人事課	
49	市職員一人当たりの年間年次有給休暇取得促進	研修を通して職員一人ひとりが効率的に計画性を持って業務を遂行することや、職場内において休暇を取得しやすい環境を作り出すことの重要性についての意識啓発を行い、年次有給休暇の取得を促進します。	人事課	●
50	市職員一人当たりの年間超過勤務時間削減	超過勤務削減の到達点を設定し、業務遂行の見直しを不断に行い、職員の業務量等を確認し調整することで、組織の業務遂行力を維持しつつ職員の健康管理及びワーク・ライフ・バランスの向上を推進します。	人事課	●
51	【再掲】 民間事業者と連携した健幸啓発事業	健幸！ワーク宣言企業を中心とした民間事業者と連携し、職場での健幸づくりを推進します。	企画課	

課題② 政策・方針決定過程における女性の参画促進

■現状と課題■

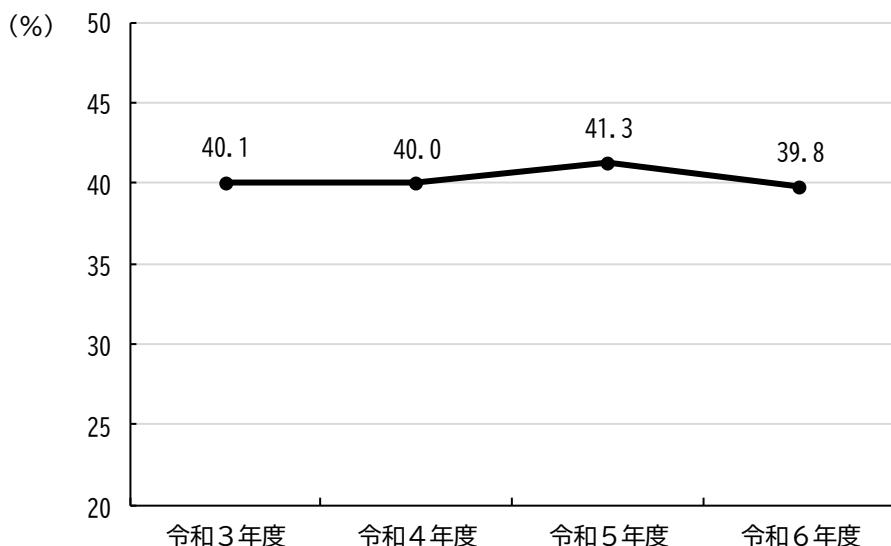
- 令和7(2025)年に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は148か国中118位でした。日本は、「教育」と「健康」の平等が世界トップクラスなのに対し、国会議員に占める女性議員比率や企業等における女性管理職比率の低さなどが影響し、「政治」と「経済」分野において未だ男女平等が達成されていない状況が続いている。
- 多摩市の委員会・審議会等の全体における女性委員の比率は、令和3年度から令和6年度まで4割前後と横ばいの状況が続いている。一方、個別の審議会等の構成をみると、いずれか一方の性別に偏りが生じている審議会等が少なくありません。具体的には、男性委員が60%を超える審議会等が全体の約半数を占める一方で、女性委員が60%を超える審議会等も2割弱あります。審議内容の分野によってジェンダーバランスに偏りが生じているものあり、委員構成におけるジェンダーバランスの確保が引き続き求められます。
- 市役所内においては、職員総数はほぼ男女半々ですが、その中で管理的地位（係長職以上）にある女性職員の割合については、令和7年度は26.2%と、依然として男性職員の半数程度で推移しています。職員意識調査では、女性管理職が少ない原因として、「管理職になると仕事に時間を取りられるため、仕事と生活の両立が困難になるから」と「出産・育児などで仕事を休むことで、キャリアを蓄積しにくいというハンデがあるから」が上位を占めており、今後、女性職員が管理職をめざす機運を高めるためには、管理職についてもより柔軟な働き方や、キャリアの蓄積が可能な制度構築・環境整備、女性管理職のロールモデルの提示などが求められます。

図表 11 ジェンダー・ギャップ指数（2025年）



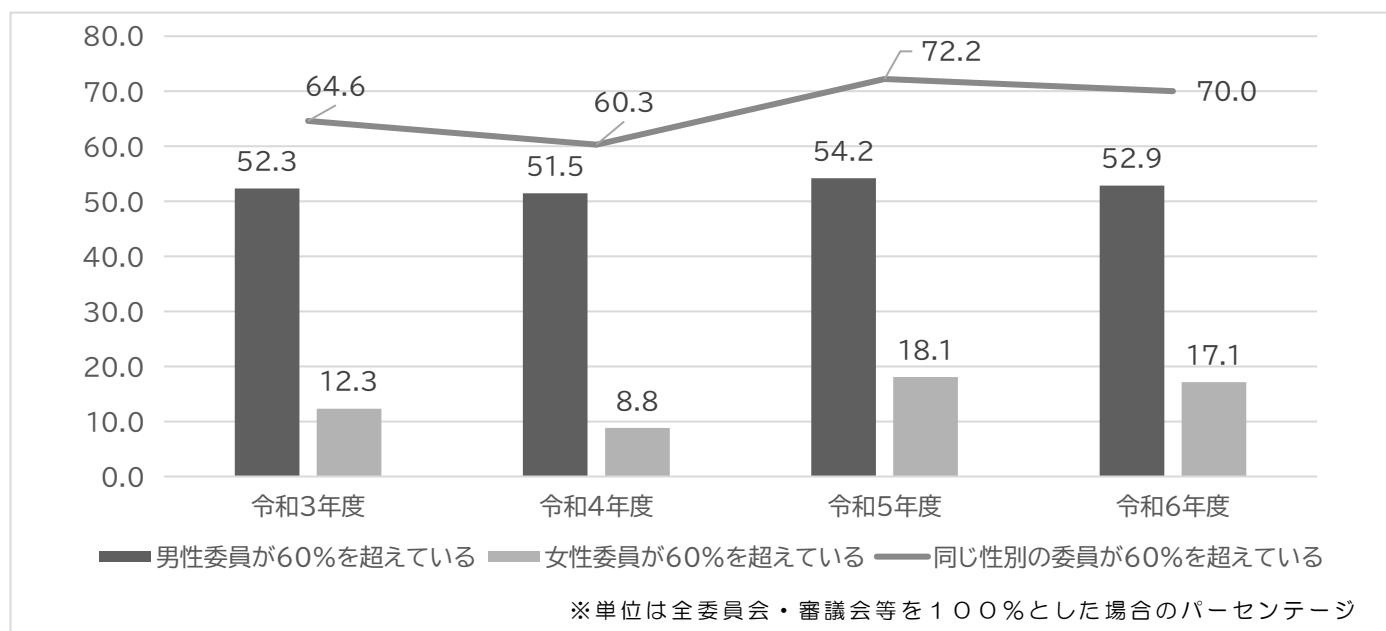
出典：男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指標」

図表 12 多摩市の委員会・審議会等における女性委員の比率



出典：令和3年度～令和6年度「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 推進状況外部評価」

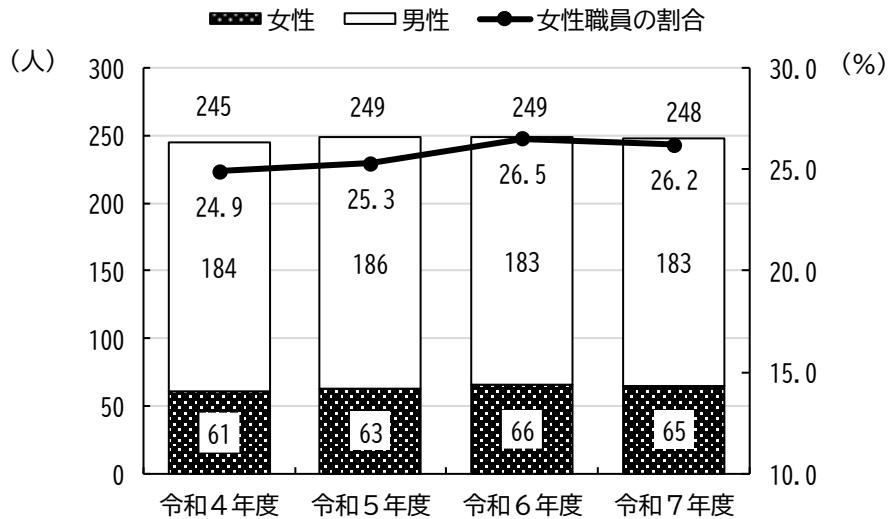
図表 13 いずれかの性別が 60% を超えている委員会・審議会の割合



	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
男性委員が60%を超えてる委員会・審議会等の数	34	35	39	37
女性委員が60%を超えてる委員会・審議会等の数	8	6	13	12
同じ性別の委員が60%を超えてる委員会・審議会等の数	42	41	52	49
審議会・委員会等総数	65	68	72	70

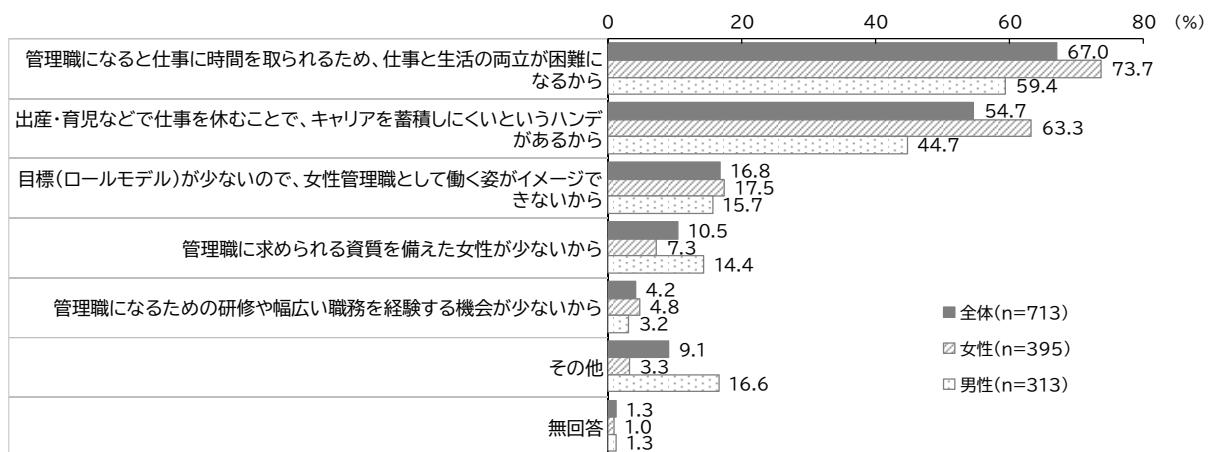
出典：令和3年度～令和6年度「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 推進状況外部評価」

図表 14 管理的地位（係長職以上）にある市職員の状況



出典：多摩市総務部人事課「多摩市の取組状況について（第9回・第10回）」

図表 15 女性管理職が少ない原因（職員・全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する職員意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 管理・指導的立場にある人々の性別の偏りを解消し、誰もが性別を意識することなくあらゆる分野で活躍できる社会をめざし、市の行政委員会や審議会・委員会等の附属機関等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。
- これまで、市の委員会、審議会等における女性委員比率の目標値を「50%」としていましたが、性的マイノリティ当事者の参画等を鑑み、「いずれかの性別の委員が60%を超えることがないようにする」とした上で、委員構成における男女比の均衡が図られるように引き続き努めます。
- 市役所においても男女平等参画の視点が反映されるよう、管理職等の指導的立場に占める女性の割合を高めるための取組を進めます。

■施策■

(1) 市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
52 ◆	市の行政委員会、附属機関等における男女平等参画の推進	市の各行政委員会、附属機関等において、いずれかの性別の委員が60%を超えることがないよう、委員構成のバランス確保に努めます。	全庁	●

(2) 市職員の女性活躍推進

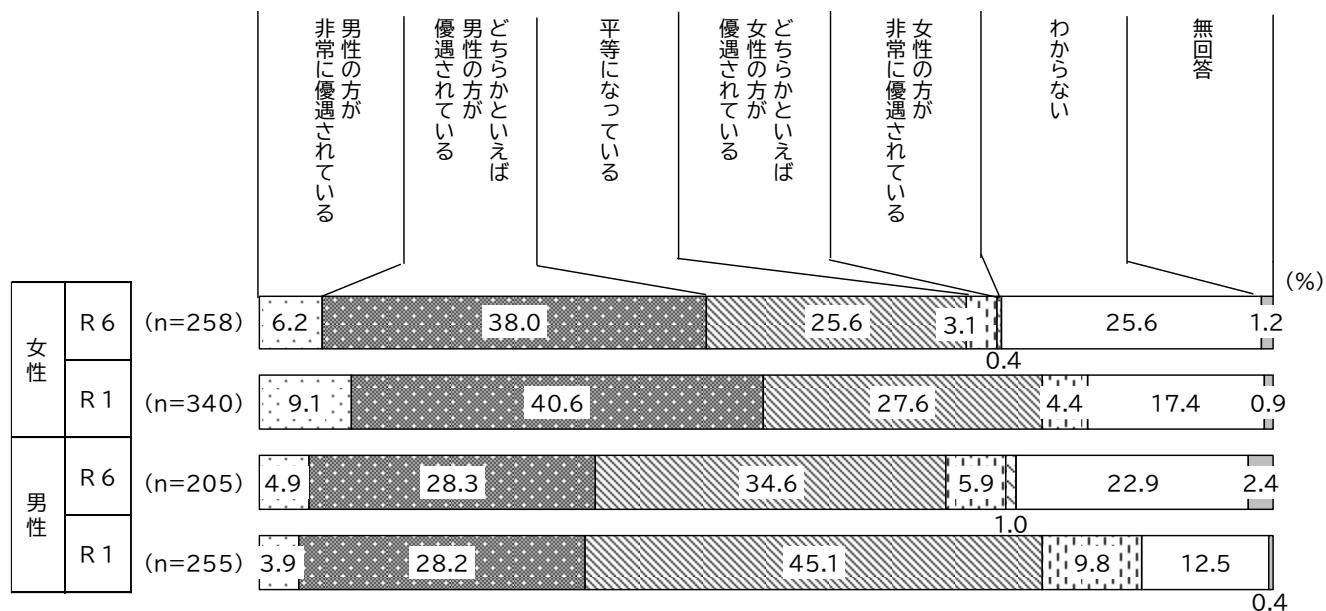
No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
53	女性職員の活躍推進に向けた取組の実施	女性活躍推進法に基づく「多摩市特定事業主行動計画」を策定し推進します。	人事課	
54	市女性職員の管理・指導的立場への参画の推進	市政運営を担う市職員に対し、キャリアアップに資する研修等を実施し、管理職等の指導的立場への女性の参画を促進します。	人事課	●

課題③ 地域活動・防災対策における女性の参画促進

■現状と課題■

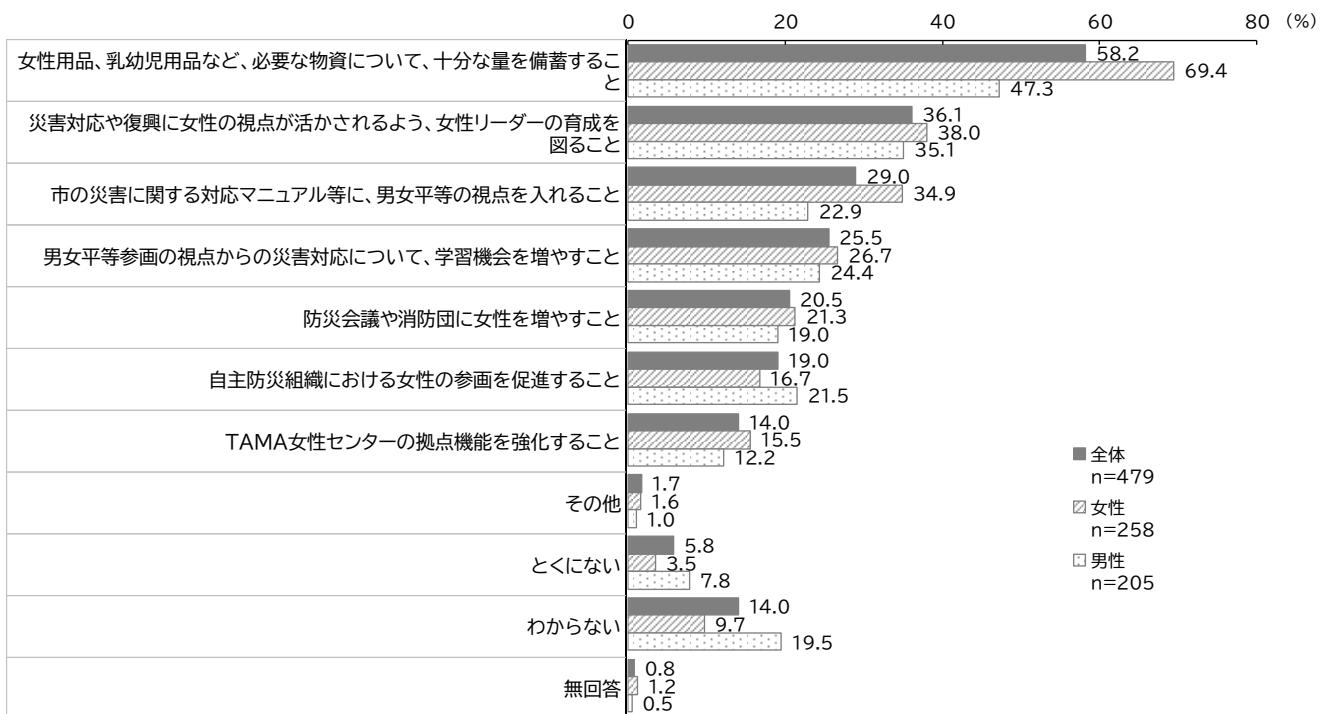
- 多摩市では地域活動の場で多くの女性が活躍しています。男女平等参画社会の実現に向けて、引き続き、性別や年齢等に関わらず誰もが主体的・積極的に地域活動に参画し、それぞれの持つ能力や個性を発揮できる機会を確保することが重要です。
- 女性が地域活動に参画し、また地域のリーダーとして活躍することで、地域社会全体の活力向上につながることが期待されます。地域や分野によって偏りが生じることがないよう、女性の活躍の場を一層広げていくことが求められます。
- 近年、国内では大規模災害が相次ぎ、首都直下型地震の発生も想定されています。災害時には、感染症対策などの公衆衛生面での対応も考慮した避難所運営や、配偶者等からの暴力(DV)や性被害・性暴力の増加などジェンダーに起因する課題が一層顕在化することが指摘されています。
- 市民意識調査では、「災害に強いまちづくりに必要なこと」として、女性、男性とともに「女性用品、乳幼児用品など、必要な物資について、十分な量を備蓄すること」、「災害対応や復興に女性の視点が活かされるよう、女性リーダーの育成を図ること」、「市の災害に関する対応マニュアル等に、男女平等の視点を入れること」の3点が上位にあげられており、平時から女性の視点や役割の重要性が市民に認識されていることがわかります。
- 災害・防災対策においても、女性の参画を促進し、男女平等参画社会の視点を取り入れた地域防災対策に取り組むことが求められています。

図表 16 地域社会における男女の地位の平等感



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 17 災害に強いまちづくりに必要なこと（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 生活の基盤である地域において女性リーダーが増えるよう、ロールモデルの紹介や、市民活動団体等に女性リーダーの育成に向けた働きかけを行います。また、TAMA女性センターにおいて連続講座や体験型講座など、参加者同士のつながりや活動が継続するような事業を展開し、地域で活躍する女性リーダーの育成を目指します。
- 防災関連の審議会や、避難所での指揮系統における女性の参画を推進し、災害対策や避難所運営の各段階に男女平等参画社会の視点を反映させていきます。
- 防災安全課とTAMA女性センターが連携し、支援物資の備蓄や調達、災害対策関係ガイドライン等の作成にあたるなど、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを進めます。

■施策■

(1) 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
55 ★	地域を担う女性リーダーの育成	情報誌「たまの女性」やSNS等の多様な手法を活用してロールモデルの紹介を行います。また、市民運営委員会や女性リーダー登録団体、男女平等参画推進フェスティバル実行委員会への加入を促進し、地域を担う女性リーダーの育成につなげます。また、連続講座や体験型講座の実施による参加者同士の交流、地域での仲間づくり、リーダーの育成に図ります。	女性センター	●
56 ◆	地域・市民活動における女性リーダーの育成	性別や年代にかかわらず市民が地域に関心を持ち、地域課題の解決に取り組む「新たな担い手」となるような支援や働きかけを行うため、「わがまち学習講座」等を実施します。	文化・生涯学習推進課	●
57	地域・市民活動における女性リーダーの育成	地域課題講座を通して性別や年代にかかわらず、講座アフターのグループ支援や市民のネットワークづくりを支援し、市民活動における女性リーダーの育成を図ります。	公民館	
58 ●	地域・市民活動における女性リーダーの育成	地域活動に関心はあるもののこれまで活動に参加できていなかった市民が地域で活動していくきっかけとなるように、地域を支え、地域をつなぎ、地域の中を掘り起こす視点でエリアミーティングの実施やツナたま補助金(地域協創市民活動事業補助金)の取組を実施します。	協創推進室	

(2) 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進 重点施策

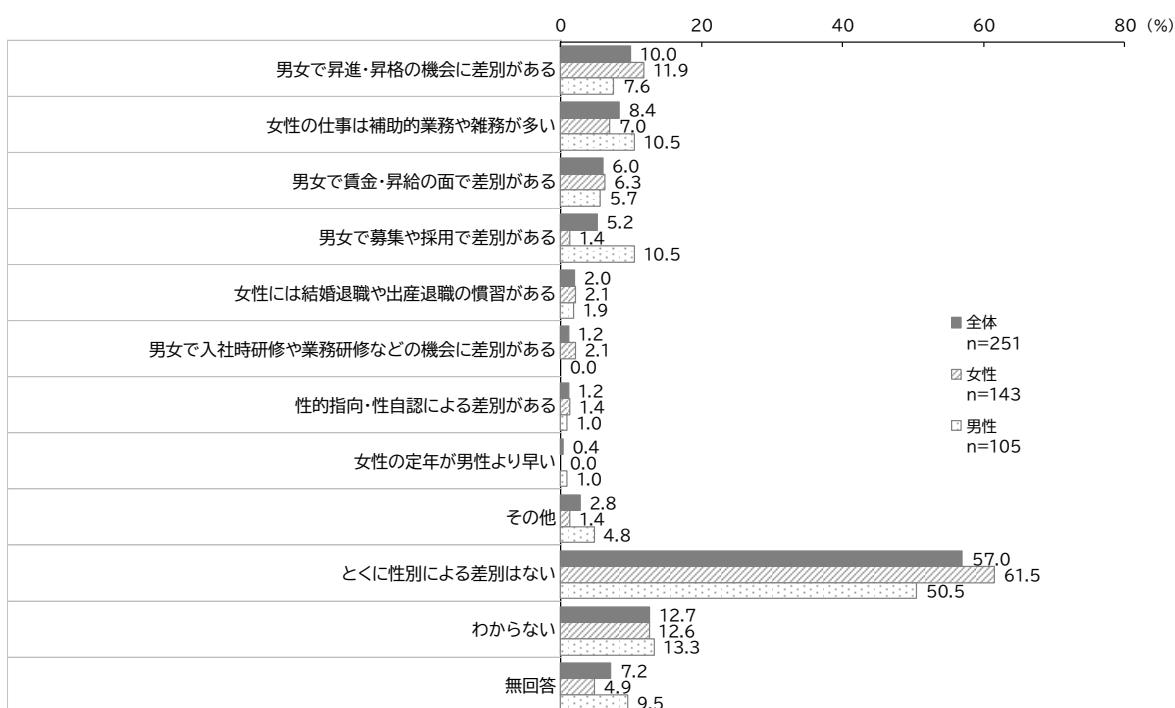
No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
59	災害対策の意思決定過程における女性の参画推進	災害対策に向けた計画策定や避難所運営に関する方針決定過程における女性参画を促進し、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを推進します。	防災安全課	
60 ●	災害対策における防災安全課とTAMA女性センターの連携	避難所設営のガイドライン作成や、性別の違いに配慮した必要な災害用備蓄物資を充実するため、防災安全課とTAMA女性センターが連携し意見交換することで、男女平等参画社会の視点に立った災害対策を進めます。	女性センター 防災安全課	
61	男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進	防災安全課と連携して男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進に向けて、市民や事業者に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	●

課題④ 働く場での女性の活躍推進

■現状と課題■

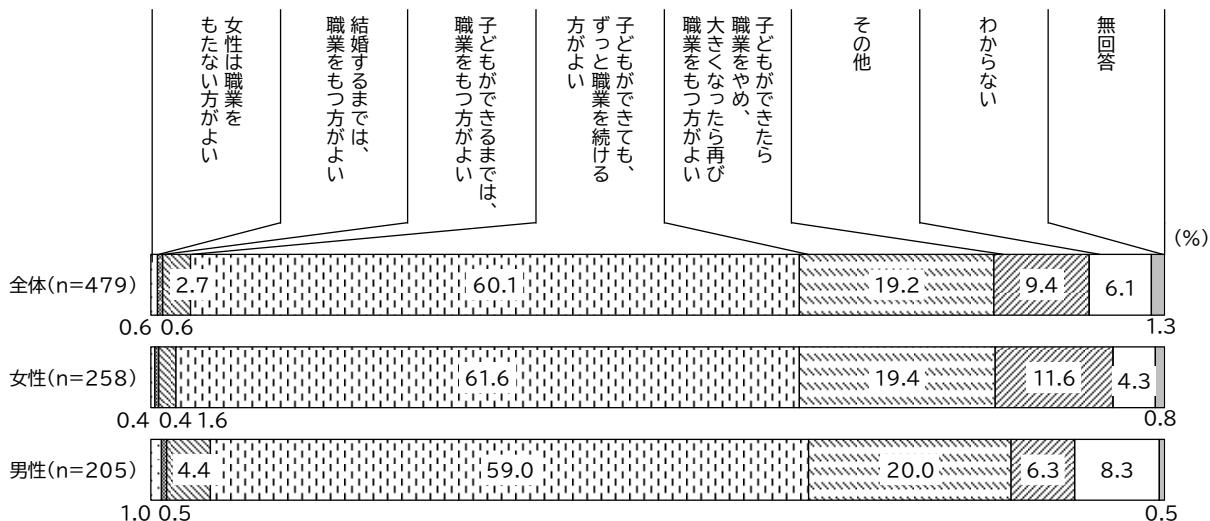
- 平成27(2015)年に成立し、これまでに改正を重ねてきた「女性活躍推進法」などの法整備や、その他制度整備によって、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）・働き方改革が進められたことで、女性就業者・女性役員・管理職は増加傾向にあり、経済分野における女性の活躍が目立つようになりました。しかしながら、長らく続いてきた、男性中心型社会・労働慣行、固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）といった背景から、今もなお、女性が家事、子育て、介護の中心となつておらず、非正規型の雇用形態による就業や、やむを得ず就業しないという選択につながっています。また、非正規雇用は、シングルマザーや単身女性の貧困の要因ともなっています。
- 市民意識調査では、職場での性別による差別については「とくにない」が最も多くなっていますが、一方で「男女で昇進・昇格の機会に差別がある」や「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」状況が依然として残っていることも見受けられます。
- 市民意識調査結果によると、女性が職業をもつことについて、女性、男性ともに、前回調査よりも「子どもができます、ずっと職業をもつ方がよい」といった「就業継続型」を希望する回答が増えています。同時に、女性、男性ともに「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」といった「出産退職・再就職型」を希望する回答は減少しており、これまで以上に女性の就業のための環境整備が必要とされています。
- 多様で柔軟な働き方の実現、仕事と子育て・介護等が両立できる環境の整備等により、性別にかかわらず働きたいすべての人が、その能力や個性を十分に發揮し、希望する働き方を選択できる社会を目指すことが重要です。

図表 18 職場での性別による差別（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 19 女性が職業を持つことについて（全体・性別）



出典：令和 6 年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 女性が希望に応じた多様な働き方やキャリア形成ができるよう、就業・創業に向けた支援や情報提供を行います。また、TAMA 女性センターと「東京しごとセンター多摩」等の関係機関が連携した就労支援事業を拡充していきます。
- 市内事業所を対象に、女性の能力発揮や育成、登用など、事業所における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた情報提供等を行います。

■施策■

(1) 女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
62 ★	女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援	関係機関等と連携して女性の就労や再就職、創業等のキャリア形成を支援するためのセミナーや個別相談会を実施します。	女性センター	●
63	女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援	関係機関等と連携して女性の就労や再就職、創業等のキャリア形成を支援するためのセミナーや個別相談会を実施します。	経済観光課	
64	女性の非正規雇用者のキャリア形成に向けた支援	関係機関等と連携して女性の非正規雇用者の新たな就労機会の確保等に向けたセミナーや個別相談会を実施します。	女性センター	

(2) 市内事業所における女性活躍推進

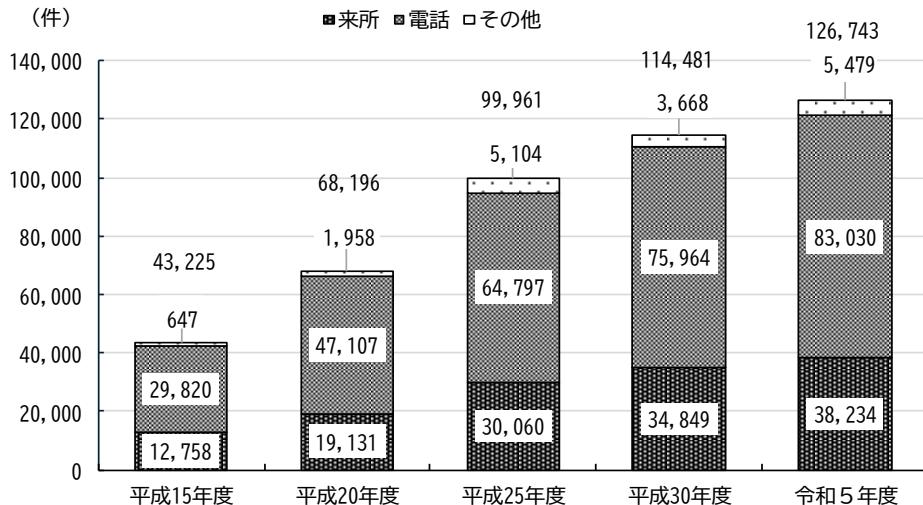
No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
65	市内事業所の女性活躍 推進に向けた意識啓発 と情報提供の実施	市内事業所を対象に積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の意義や効果について意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	●

課題① 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

■現状と課題■

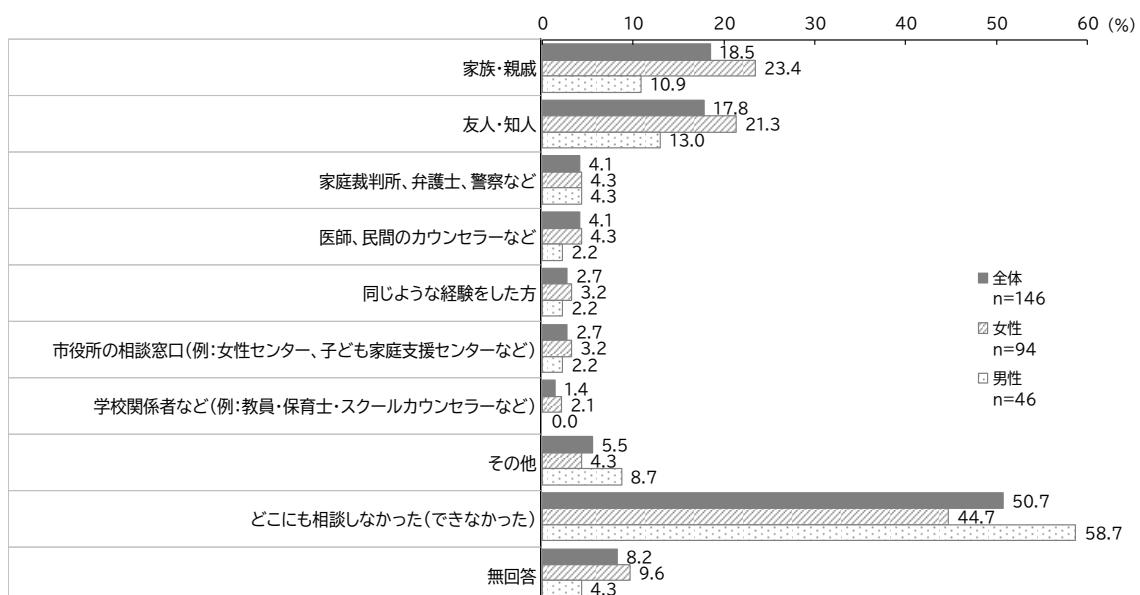
- DV（配偶者暴力）等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を大きく阻害する要因の一つです。
- 近年では、新型コロナウイルス感染症の流行下において、外出自粛や在宅勤務が広がる中で、閉鎖された家庭内における暴力の増加や深刻化が懸念されました。
- 実際に、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、コロナ下の令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。こうした状況に対し、相談体制の更なる強化と同時に、暴力を未然に防止するための施策が重要となります。
- また、DVは、身体に対する暴力だけでなく、精神的な暴力や、経済的な暴力など、見えにくい形の暴力も問題化しています。特に、若年層においては交際相手から受ける暴力、いわゆる「デートDV」が増加傾向にあります。
- 市民意識調査では、暴力を受けたときの相談相手に関しては、「どこにも相談しなかった（できなかった）」が約5割で最多となっており、暴力行為の防止の啓発とともに、相談先の周知や相談しやすい環境の整備が求められます。また、「どこにも相談しなかった（できなかった）」の回答は特に男性で多くなっていることから、男性を対象としたDV相談の実施検討も求められています。
- 相談しなかった理由として、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が多いことから、被害者本人が暴力であると十分に自覚していない、自覺していたとしても深刻にとらえていない場合がある可能性が考えられます。暴力を未然に防止するために、被害者と加害者が暴力を自覚できる意識啓発が重要となっています。

図表20 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移



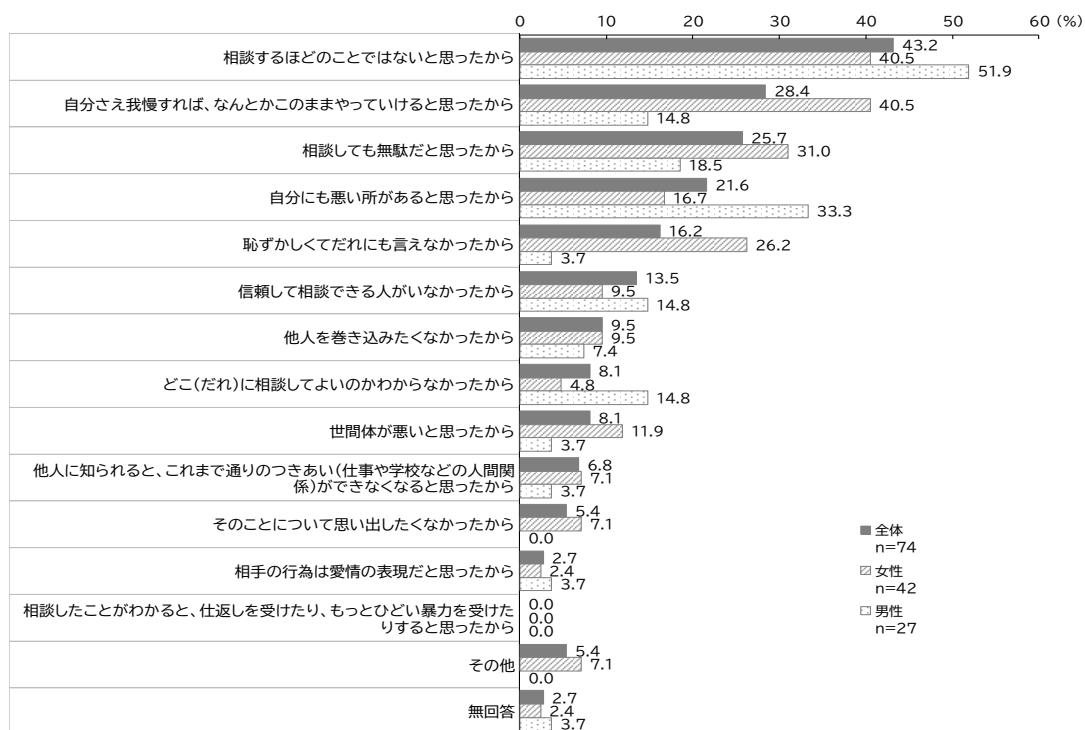
出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和5年度分）」内閣府男女共同参画局

図表 21 暴力を受けたときの相談相手（全体・性別）



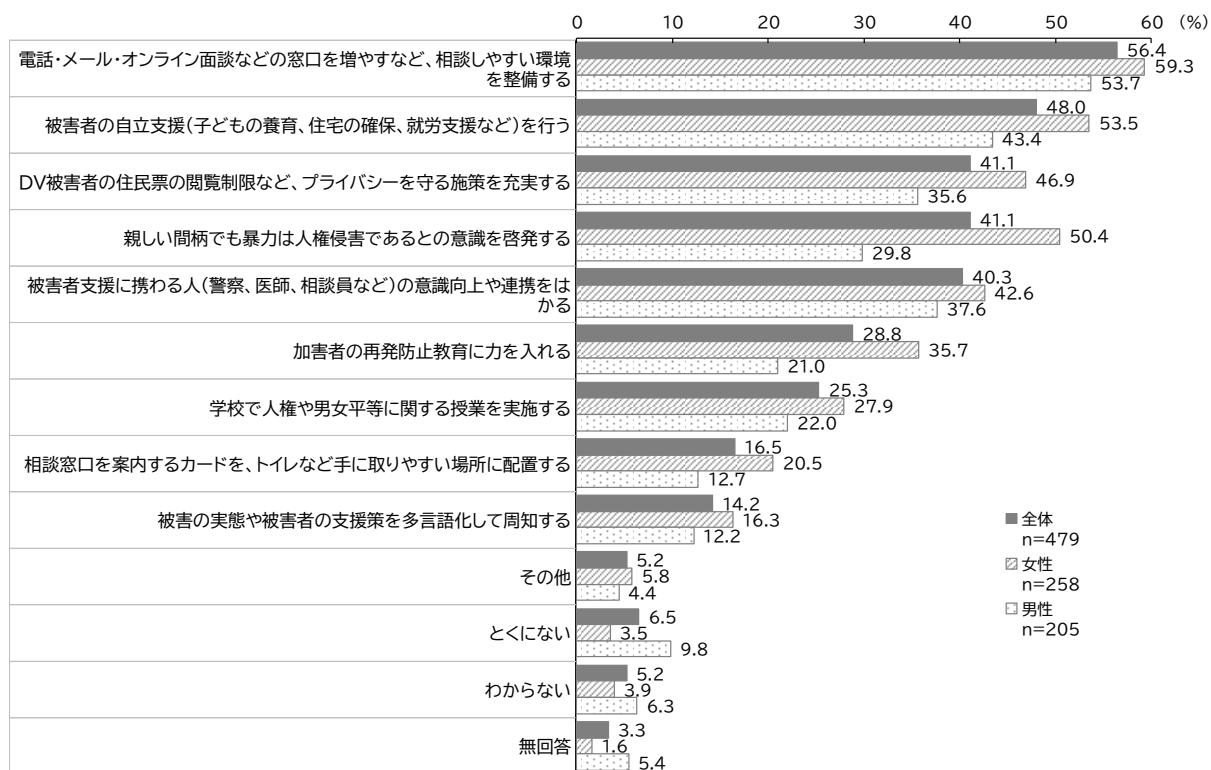
出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 22 相談しなかった理由（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 23 暴力の防止や被害者支援のための施策（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 配偶者等からの暴力防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー不平等の是正や意識改革を進めます。特に若年層を対象に交際相手からのデートDVなど、市内小・中学校への出前授業のテーマとして取り上げながら、被害者にも加害者にもならないための情報提供や啓発を行います。
- 従来のDV等のあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発に加え、被害者支援の一環として、配偶者暴力加害者プログラムに関する情報収集と関係機関への共有を行うことで、被害者だけでなく加害者に対しても適切な支援へつなぎ、繰り返される暴力の防止に努めます。
- DV被害者支援の入り口となる女性センター相談員の相談対応能力の向上に取り組み、より重層化・複雑化している相談者の課題に対応していきます。また、DV被害者が自立した生活を送れるよう、関係課とともに、各種制度の活用や関係機関との連携による専門的な支援により一層力を入れていきます
- DV被害者がためらうことなく相談窓口を利用できるよう相談窓口の周知を進めます。また、社会的な期待や性別役割分担意識等により男性が抱える悩みについての相談事業の実施を検討します。

■施策■

(1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
66	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	配偶者や交際相手からのDV、性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。また、被害者支援の一環として、配偶者暴力加害者プログラムに関する情報収集と関係機関への共有を行います。	女性センター	●

(2) 暴力の未然防止と早期発見

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
67	若年層を対象とした暴力の未然防止や早期発見に向けた意識啓発の実施	若年層（20代前半程度）やその保護者等を対象にあらゆる暴力の未然防止や早期発見に向けた意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	
68 ●	【再掲】男女平等参画の視点に立った児童・生徒のための出前授業の実施	市内小中学校の児童等を対象に、男女平等参画、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）、デートDV防止等に関する出前授業を行い、成長段階から各テーマの重要性を理解できるよう取り組みます。	女性センター	●
69	子どもと家庭に関する総合的な相談・支援の実施	子どもと家庭に関するあらゆる相談の中で、配偶者等からの暴力の早期発見と児童へ与える影響を伝えるとともに、必要に応じて適切な相談へと迅速につなぎます。	こども家庭センター	
70	乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	暴力の早期発見に向けて「ゆりかご T A M A」（妊婦面接）や乳幼児健診、歯科健診等の機会を通して家庭状況を把握します。	こども家庭センター	●

71	【再掲】 女性センター相談窓口の充実	DV等の暴力や生活、健康など女性を取り巻く悩みや課題に関する相談を実施し、解決に向けたエンパワーメント（その人が持つ力を引き出すこと）を行います。併せて、相談しやすい環境の整備や相談員の相談能力の向上に取り組みます。	女性センター	
72 	男性のための相談事業の検討	社会的な期待や性別役割分担意識等により男性が抱える悩みについての相談事業の実施を検討します。	女性センター	

(3) 被害者の安全確保と自立支援 **重点施策**

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
73	被害者情報の管理の徹底	DV被害者の避難先等を加害者側に漏洩させないように、被害者情報を厳重に管理します。	女性センター	
74	関係機関との連携強化	相談において緊急性が高い場合など国や東京都等の関係機関と連携して対応します。また、「多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会」を定期的に開催して被害者の安全確保に向けて関係機関と連携体制を強化します。	女性センター	●
75	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備について検討します。	女性センター	
76 	被害者の自立支援	DV被害者が自立した生活を送れるよう、各種制度の活用や関係機関等との連携により専門的な支援を行います。	女性センター 関係課	

課題② 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供

■現状と課題■

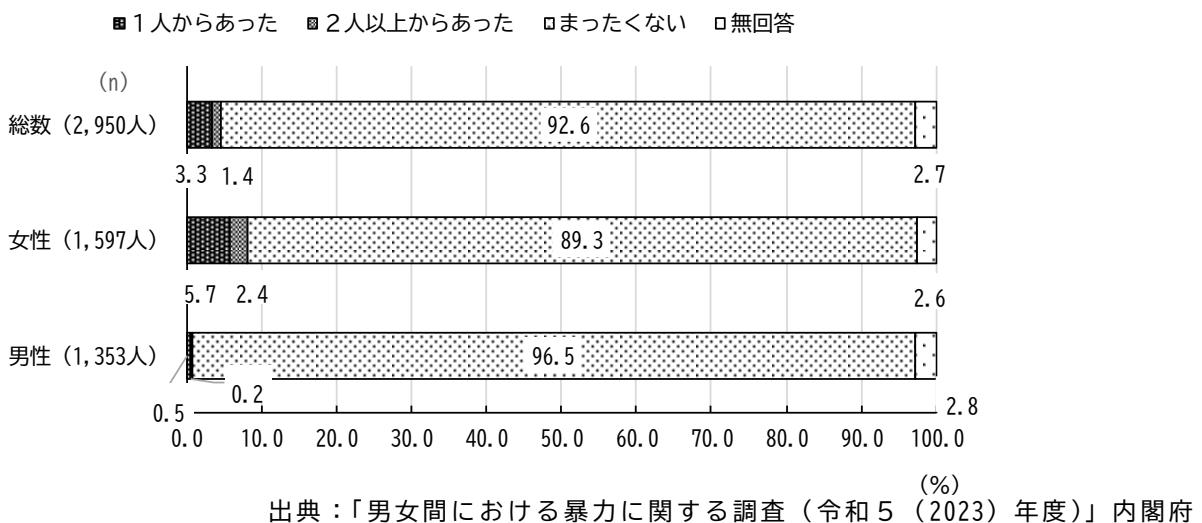
- セクシュアル・ハラスメントや性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメントといった性に関するハラスメント、ストーカー行為、性暴力等は、法令違反や犯罪になり得る重大な人権侵害です。これらは、職場、学校、地域社会など、多くの場で起こる可能性がある問題であり、加害者に自覚がないことが多く、また、立場や状況によって被害者が声を上げにくいこともあります。
- 東京都における職場のセクシュアル・ハラスメント相談件数は、1,000件前後で推移しております、今後も性に関するハラスメントに対して積極的に対策を講じていく必要があります。
- 国の調査によると、不同意性交等の被害経験が『ある』割合は、女性は8.1%、男性は0.7%となっています。割合の大小にかかわらず、一人ひとりの被害は極めて深刻であり、決して許されない行為です。こうした被害を未然に防ぐための意識啓発や被害者支援の取組が不可欠です。
- 東京都の調査では、LGBTQ層の計33.0%の人が、性的少数者であることによって困難な経験をしたことがあると回答しています。困難な経験は周囲の無理解等により生じていることが考えられることから、引き続き性的指向や性自認(SOGI)に関する理解促進への取組が求められます。

図表24 セクシュアル・ハラスメント労働相談件数の推移（東京都）

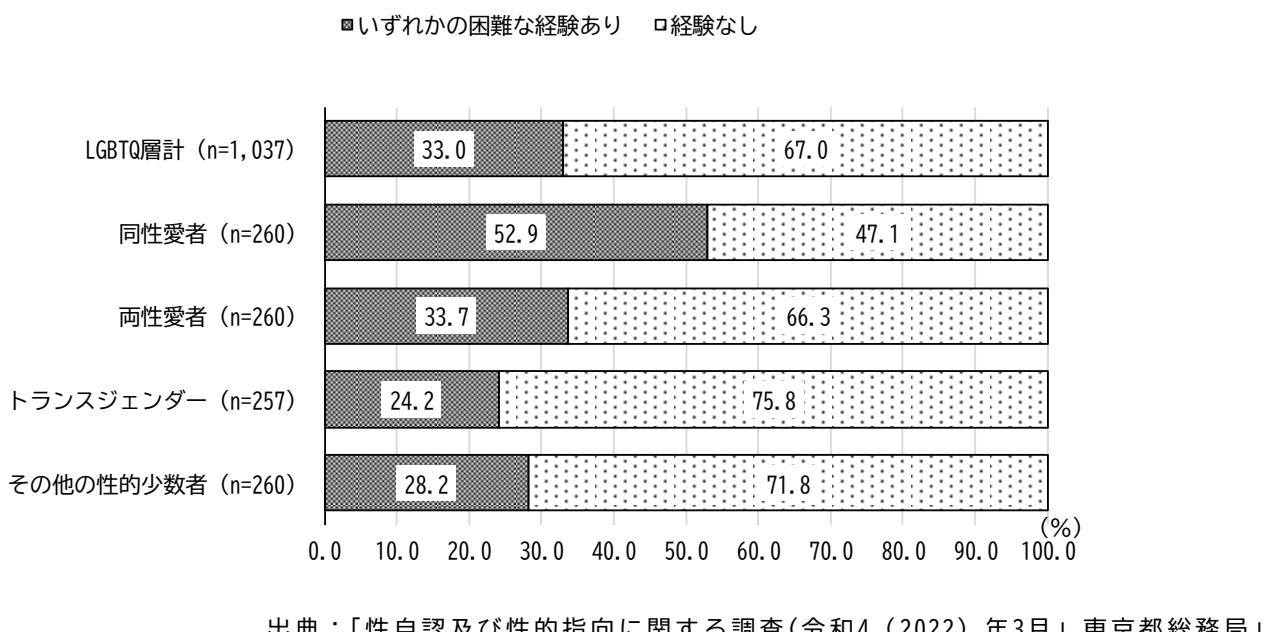
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1,050件	945件	923件	1,250件	1,045件

出典：「東京都の労働相談の状況」（令和2年～令和6年）東京都産業労働局

図表25 不同意性交等をされた被害経験の有無



図表 26 性的少数者であることによる困難な経験の有無（東京都）



■施策の方向性■

- 日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜む、性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力などの様々な暴力に気づき、暴力の防止に向けた行動ができるよう、意識啓発と情報提供を実施します。
- 若年層に対するSNSなどを通じた性暴力被害の予防や、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別や偏見の解消に取り組みます。
- 性暴力等の被害を受けた人が適切に相談や支援を受けられるよう、相談窓口の周知や、各種関係機関との連携による支援に取り組みます。

■施策■

(1) 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
77	性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	セクシュアル・ハラスメントや性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメント、ストーカー行為や性暴力等の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター 平和・人権課	●
78	【再掲】 教職員の男女平等参画意識の醸成	女性センターと連携して教職員に向けた男女平等に関する研修や意識啓発を推進します。	教育指導課	●
79	【再掲】 児童・生徒の男女平等参画意識の醸成	学習指導要領等に基づき、授業を中心とした教育活動などで男女平等参画に関する指導を行います。また、男女平等参画推進に向けた教育環境を整備します。	教育指導課	
80	市役所における職場環境づくり	市役所職場における、ハラスメント等の防止に関する仕組みを活用した意識啓発や防止等の取組を推進します。	人事課	
81 ●	性犯罪・性暴力等の被害者支援と相談窓口の周知	性犯罪・性暴力等の被害についての相談窓口の周知や関係機関との連携による支援に取り組みます。	女性センター 平和・人権課	

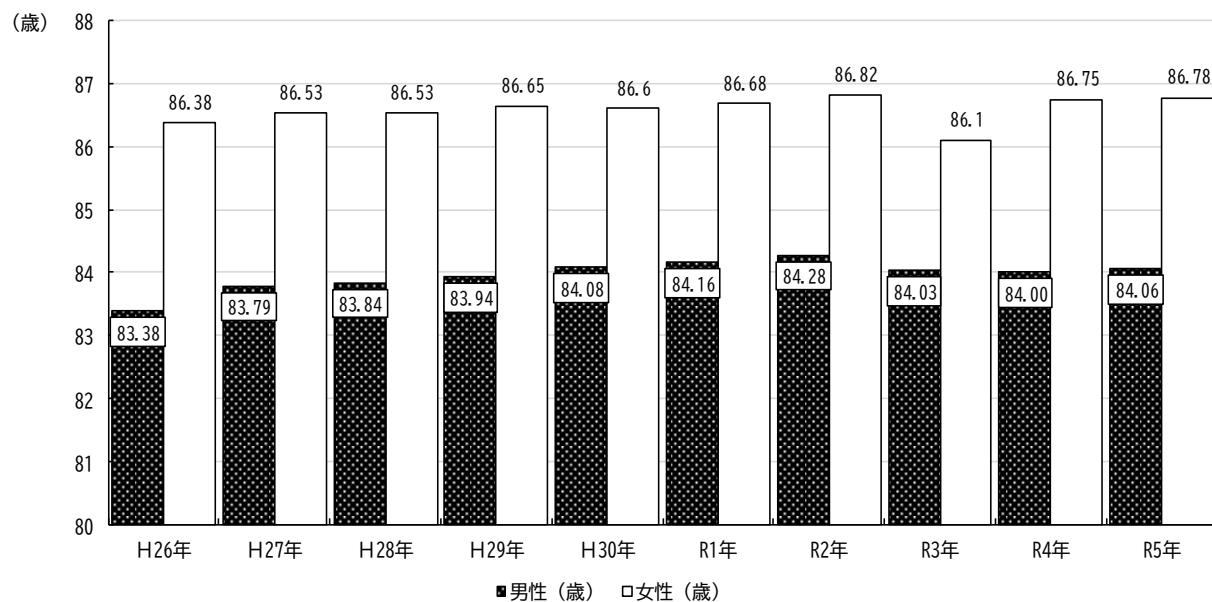
課題③ 生涯を通じた健康支援

■現状と課題■

- 市民一人ひとりが人権を尊重し、互いの身体的な性差を認め合うことは、男女平等参画社会の実現にとって極めて重要です。特に女性の心身の状態は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージに応じて大きく変化し、その変化は個人の生活や人生設計にも影響を及ぼします。そのため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を踏まえた健康づくりの推進が求められます。
- また、望まない妊娠や性感染症などのリスクに対応するため、学校現場における発達段階に応じた性教育も必要です。
- 本市における65歳健康寿命は、都内の他の自治体と比べて高い水準を維持しています。「健幸都市」を掲げる本市においては、市民の誰もがいくつになっても、健康で幸せに過ごせる「健幸まちづくり」をさらに推進していくことが不可欠です。

図表 27 多摩市 65 歳健康寿命（要介護 2）

（※65 歳の人が「要介護 2」以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けた平均年齢）



出典：東京南多摩保健所

■施策の方向性■

- ジェンダーや年代、発達段階やライフステージに応じた健康を支援するための取組を総合的に推進するとともに、誰もが心身及びその健康について主体的に自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）に関する意識啓発と情報提供を引き続き行います。
- こころとからだの健康を守るために相談や、市民の健康増進に寄与するための意識啓発や情報提供を行います。中でも、仕事や子育て、介護等で忙しい日々を送る働き盛り

の市民に向けて、行政のみならず、企業・団体等の様々な主体とともに、健幸についての気づきや行動を促すとともに、健康づくりを行いやすい環境づくりに取り組みます。

■施策■

(1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
82	性に関する教職員への研修と意識啓発	学習指導要領に基づき、小・中学生の発達段階を踏まえた性に関する指導を行うための教職員研修を実施します。	教育指導課	●
83	女性のライフステージに応じた健康支援の充実	女性特有の体の変化に応じた健康支援や性に関する健康支援を行います。特に女性に多いがん（乳がん、子宮がん等）の早期発見のための検診の受診を促進します。	健康推進課	●

(2) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」に関する意識啓発と情報提供

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
84	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）の意識啓発と情報提供の実施	性の自己決定に関する知識を身につけ、互いの性を尊重できるように、市民や事業者に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター	

(3) こころとからだの健康づくりに関する支援

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
85	こころとからだの健康相談の充実	こころとからだの健康を守るための相談を実施します。	健康推進課	
86	子育てに関する相談の実施	子どものこころやからだなどの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	こども家庭センター	
87	子育てに関する相談の実施	地域子育て支援拠点事業に伴う利用者支援事業と、妊娠期から子育て期の家庭と子どもの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	こども家庭センター	

88	子育てに関する相談の実施	子どものこころやからだなどの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	児童青少年課	
89	子どもの教育に関する情報の提供	子どもの教育にかかわること、情緒的・心理的な問題、学校での悩みやトラブルに関する相談等に応じ、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。学校においてはスクールカウンセラーを窓口とした教育相談体制を整えるとともに関係相談機関の周知を図ります。	教育指導課	
90	健康知識・情報を伝える健幸啓発事業	仕事や子育て、介護等で忙しく、自分の健幸に目を向けることが難しい40代以上の「健康無関心層・低関心層」をメインターゲットに、健幸を意識した行動を促し、具体的な行動変容につなげる事業に取り組みます。	企画課	
91 ◆	行動変容につなげる健幸促進事業	仕事や子育て、介護等で忙しく、自身の健幸に目を向けることが難しい40代以上の「健康無関心層・低関深層」をメインターゲットに、健幸を意識した行動を促し、具体的な行動変容につなげる事業に取り組みます。	企画課	
92 ◆	健康づくり地域活動の推進	市民の健康増進に寄与するための健康づくり推進事業を実施します。	健康推進課	●
93	スポーツを通じた健康づくり	誰もが生涯にわたり心身共に健康に暮らせるための健康づくり推進事業を実施します。	スポーツ振興課	●

基本目標4 男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進

課題① 庁内推進体制の充実

■現状と課題■

- 本市では、平成26(2014)年1月に、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を施行しました。本条例に基づき、市民参画による「多摩市男女平等参画推進審議会」(以下、審議会という)を設置するとともに、市役所内の庁内横断的組織として「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議」(以下、推進会議という)を設置し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策を推進してきました。
- 今後も本計画を着実に実施していくためには、TAMA女性センターが総合調整を図りながら関係各課と連携・協力し、市政のあらゆる分野において男女平等の理念を踏まえた施策の展開が図られることが重要です。

■施策の方向性■

- 本計画の目標達成に向けて、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います。また、計画に位置づけた各事業の進捗状況については、毎年、各課での自己評価を踏まえ、推進会議で内部評価として決定し、さらに審議会による外部評価を行い、市の取組に対する意見や助言をいただきます。これらの評価を庁内で共有し、各課における改善策を毎年検討・実施することで、本計画の着実な実施に全庁で取り組んでいきます。
- 国や東京都、他の自治体等と連携して男女平等参画推進に向けた取組を推進します。

■施策■

(1) 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
94	計画推進状況の把握と評価	副市長を会長として設置する「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議」で行動計画の推進レベルを毎年評価し、施策を総合的かつ計画的に推進します。	女性センター	●
95	市民との協働による評価と推進	市民や学識者等で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」から行動計画の推進レベルの評価を毎年得るとともに、市の男女平等参画推進に向けた取組について意見や助言を求めます。	女性センター	

(2) 国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換

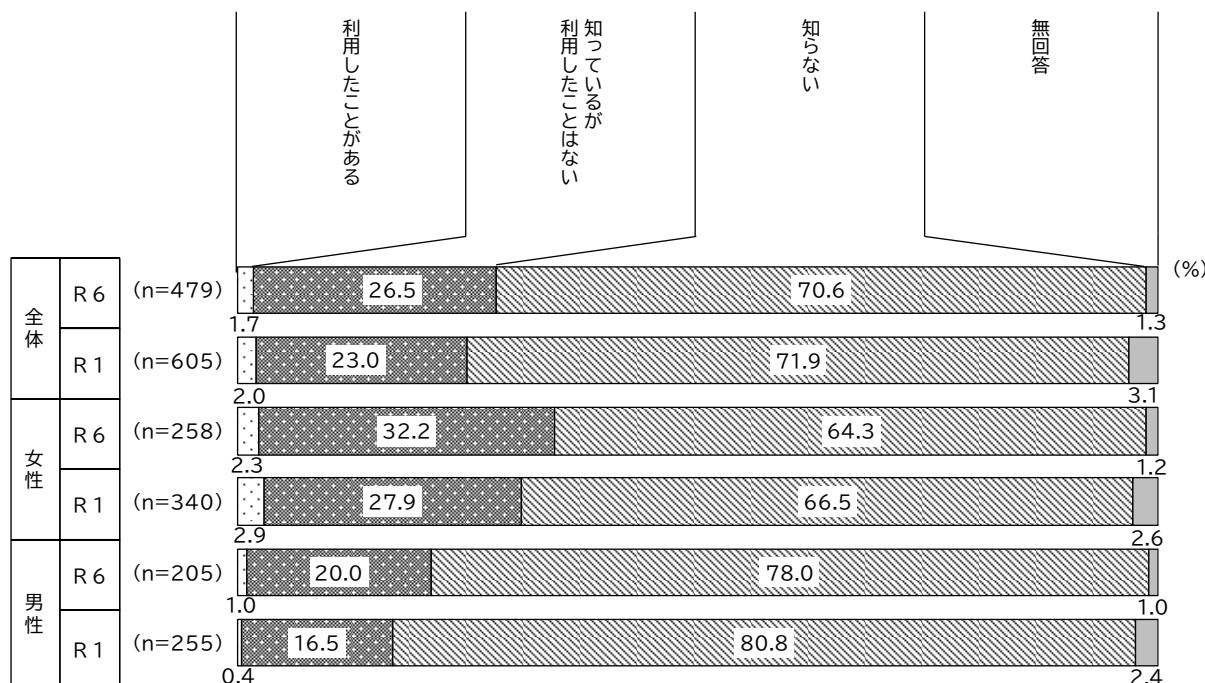
No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
96	関係機関との連携・交流	課題の解決が困難な施策等について、国や東京都に働きかけを行います。また他自治体との連携や情報交換を行いながら効果的に計画を推進します。	女性センター	
97	地域の大学や事業所との交流・連携	地域の大学や事業所との連携協定を活用するなど効果的に計画を推進します。	女性センター	

課題② TAM A女性センターの運営

■現状と課題■

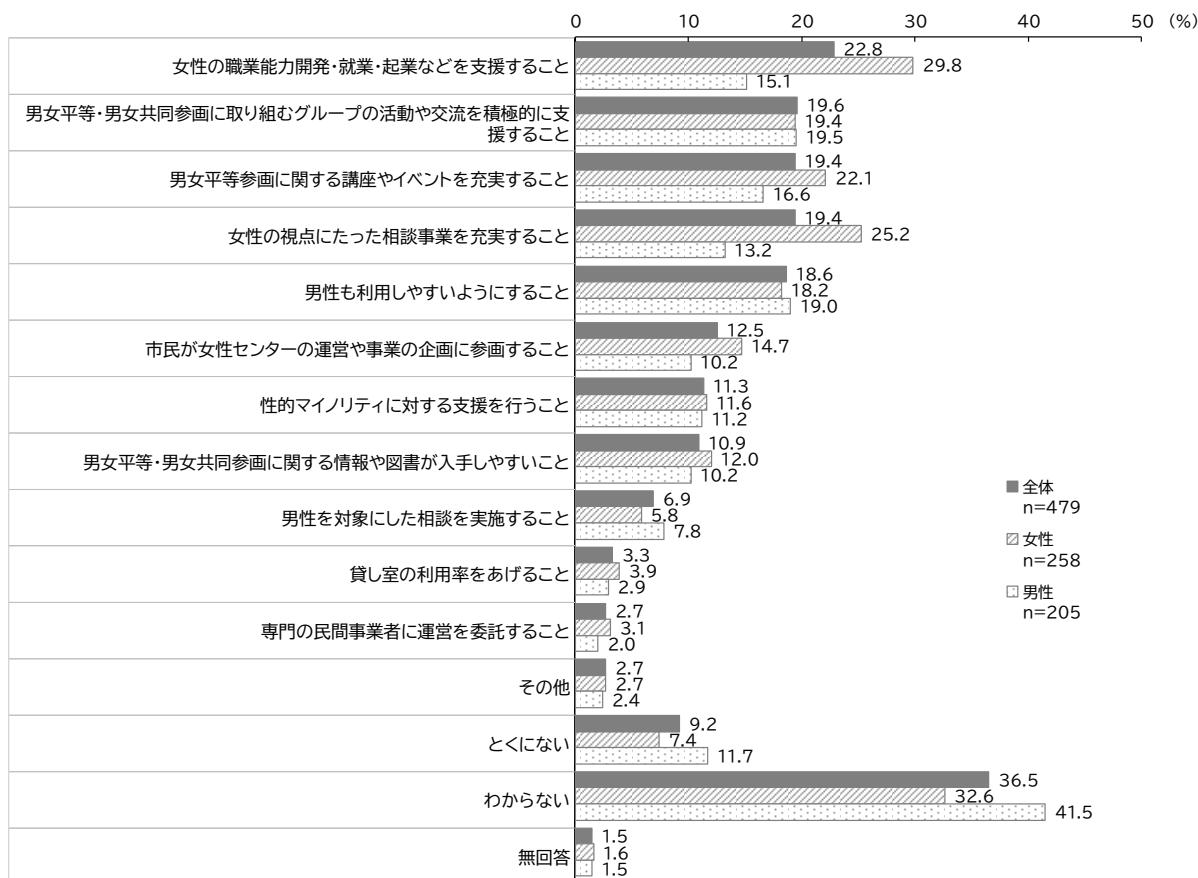
- 平成11(1999)年9月に、本市の男女平等参画推進の拠点施設として「T A M A 女性センター」を開設し、男女平等参画に関する意識啓発事業や各種相談事業など様々な取組を行ってきました。
- 市民意識調査では、「T A M A 女性センター」の認知度について、全体の7割が「知らない」と回答しています。経年比較においても、「知らない」の回答割合に大きな変化はみられず、「T A M A 女性センター」の認知度向上に向けて、継続的に取組を実施していくことが必要です。
- また、「T A M A 女性センター」への要望事項として「女性の職業能力開発・就業・起業などを支援すること」が最も多く、男女平等参画に取り組むグループへの支援や講座やイベントの充実の他、「男性も利用しやすいようにすること」や「男性を対象にした相談を実施すること」へのニーズもあることがわかりました。
- 「T A M A 女性センター」の名称については、「わからない」を除くと、28.4%が「変えた方がよい」と回答しており、「このままでよい」と「名称はこれまで、愛称をつけたほうがよい」を上回っています。

図表 28 「T A M A 女性センター」の認知・利用について（全体・性別・経年比較）



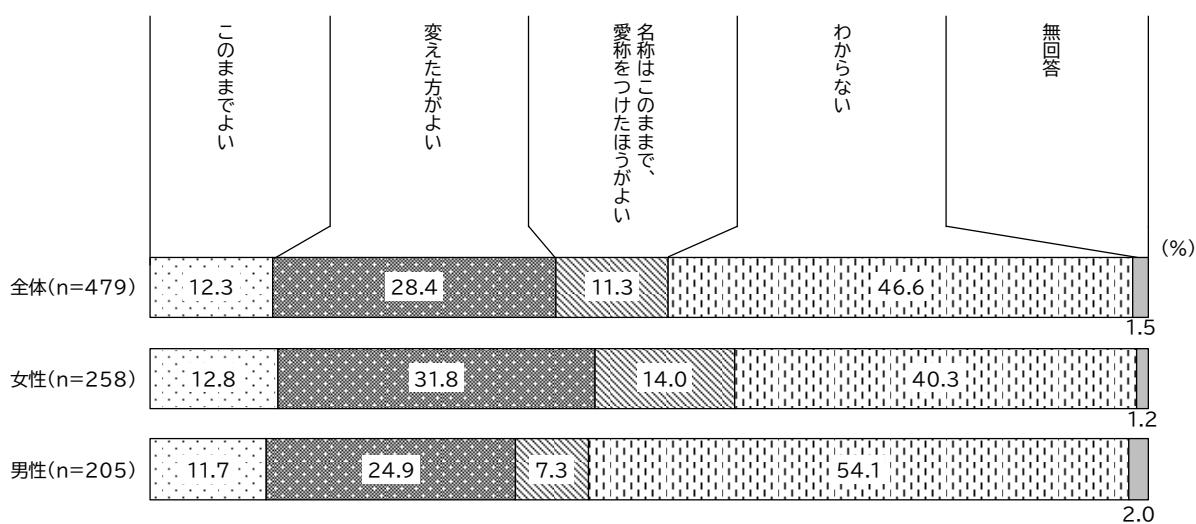
出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 29 「TAMA女性センター」への要望（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

図表 30 「TAMA女性センター」の名称について（全体・性別）



出典：令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

■施策の方向性■

- 「TAMA女性センター」の認知度向上と、施設利用者や事業への参加者の増加を図るため、引き続き様々な媒体や機会を活用した周知に取り組みます。
- これまでTAMA女性センターが果たしてきた役割を踏まえつつ、社会情勢の変化や、女性だけでなく男性や性的マイノリティへの取組も見据え、TAMA女性センターの役割や機能強化、また体制や運営方法について総合的に見直します。
- 市民や市民団体等との協働・連携により効果的に男女平等参画推進に向けた事業を開いていきます。

■施策■

(1) TAMA女性センターの充実

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
98	TAMA女性センターの認知度向上に向けた取組	TAMA女性センターの認知度向上に向けて、SNSによる情報発信やタウン誌への掲載依頼、参画市民による口コミ等、様々な媒体を活用して周知を行います。	女性センター	●
99 ☀	TAMA女性センターの機能や今後の方針の検討	TAMA女性センターの今後の役割や機能強化、また体制や運営方法について総合的に見直します。	女性センター	

(2) 市民参画による男女平等参画の推進

No.	事業	事業の説明	主な担当課	目標値
100	市民及び市民団体などの連携	TAMA女性センターを市の男女平等参画社会の実現を目指した拠点施設として、市民運営委員会や女性センター登録団体等と連携しながら効果的に推進します。	女性センター	

4

第 章

資料

(1) 世界の動き

昭和50(1975)年、国際連合は、女性の地位向上をめざして、「国際婦人年」を提唱し、昭和54(1979)年には、「女子差別撤廃条約」を採択しました（日本は、昭和60(1985)年に批准）。

その後、平成7(1995)年、国連の第4回世界女性会議（北京会議）において、「北京宣言及び行動綱領」が採択されましたが、「行動綱領」では、貧困、健康等の12の重大問題に沿って女性のエンパワーメントを高めるための方向性等が示されました。そして、「北京宣言及び行動綱領」の20年後にあたる、平成27(2015)年、国連の第59回婦人の地位委員会（北京+20）が開催されました。

平成27(2015)年には、国連持続可能な開発サミットも開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。ここで提示された17の「持続可能な開発目標（SDGs）」のひとつとして、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

一方、世界国際フォーラムは毎年、経済、教育、健康、政治の分野ごとにジェンダー・ギャップ指数を算出しています。令和7(2025)年6月に公表された、令和6(2024)年の日本の順位は、148か国中118位となっています。経済、教育、健康、政治の各分野において、日本の「教育」は66位、「健康」は50位である一方、「経済」は112位、「政治」は125位と順位が低くなっていることから、特に経済と政治における女性の参画が進んでいないことがわかります。

(2) 国の動き

◇第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2(2020)年12月に閣議決定され、男女共同参画について、3つの政策領域における11の分野にわたった総合的な方向性が提示されています。ここでは、令和12(2030)年度末までの「基本認識」、令和7年度末までの「施策の基本的方向」・「具体的な取組」、この「具体的な取組」によって達成をめざす「成果目標」が設定されています。

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

の成立・施行

令和6(2024)年4月、女性が抱える問題の複雑化、多様化、複合化に対応するために施行されました。この法律は、困難な問題を抱える女性の「孤独・孤立対策」の視点、「売春防止法」からの脱却・「民間団体との協働」の視点を取り入れた支援を方針としています。このような視点から、同法律の目的と基本理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重」、「男女平等」が掲げられています。また、国や地方公共団体の責務として、「困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる」ことが挙げられています。

◇男女雇用機会均等法の改正

令和5(2023)年6月と令和7(2025)年6月に改正され、令和5(2023)年改正では、男女それぞれの労働者の職業生活の動向に関する事項を明らかにする、雇用における男女の均等な機会・待遇の確保等に関して実施しようとしている施策の基本事項を示す、といった2点が加えられました。また、令和7(2025)年改正では、事業主に対して、カスタマー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、その他のハラスメントに対する対策強化が義務づけられ、国の責務として、上記に関わる啓発活動を行うことが示されています。

◇育児・介護休業法の改正・施行

令和7(2025)年4月に改正・施行され、段階的に施行されることになっています。4月からは、「子の看護休暇の見直し」、「所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大」、「短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークの追加」、「介護休暇を取得できる労働者の要件緩和」、「介護離職防止のための雇用環境整備」、「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」などが実施されています。10月からは、「柔軟な働き方を実現するための措置等」、「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が行われています。

◇次世代育成支援対策推進法の改正

令和6(2024)年5月に改正され、従業員100人超の企業に対して、行動計画の策定・変更時に、育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられるようになりました。また、くるみん認定とプラチナくるみん認定の認定基準等も改正されました。

◇労働施策総合推進法の改正

令和7(2025)年6月に改正され、ハラスメント対策の強化、従業員の必要に応じて、疾病などの治療と仕事の両立支援の推進が盛り込まれました。

◇女性活躍推進法の改正

令和7(2025)年6月に改正され、従業員100人以上の企業に対して、男女間の賃金差異と女性管理職の比率に関する情報の公表が義務付けられました。加えて、同法律の有効期限の延長（10年間）、基本原則における女性の健康上の特性への配慮に関する内容の明確化、政府が策定する女性活躍推進に関する基本方針にて記載される点のひとつとして、ハラスメント対策の位置づけなどが定めされました。

◇女性デジタル人材育成プランの決定

女性活躍のためのより具体的な支援の方向性として、令和4(2022)年4月に決定されました。同プランでは、デジタルスキル習得支援として、デジタルスキル教育コンテンツの提供、公的職業訓練を通じたデジタルスキル向上などが挙げられています。また、「デジタル分野への就労支援」と「全国各地域への横展開に向けた周知・啓発」も、同プランの柱となっています。

◇就職氷河期世代支援に関する行動計画 2024 の策定

令和5(2023)年12月に策定され、「相談・教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援」と「個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援」が挙げられています。また、その他の取組として、就職氷河期世代の支援に関する積極的な広報や、国家公務員・地方公務員・独立行政法人等の中途採用の促進などが示されています。

◇配偶者暴力防止法（DV 防止法）の改正

令和5(2023)年5月に改正され(令和6(2024)年4月施行)、「保護命令の対象者の拡大と要件の強化」、「保護命令の種類の拡大」、「命令の有効期間の伸長」などが定めされました。

◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）

の改正

令和5(2023)年6月に改正され、「性的姿態等撮影罪」など、「性的姿態等の画像などの複写物の没収」、「押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄」が新設されました。

◇刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の改正

令和5(2023)年6月に改正され、「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」の改正、「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」の新設、「公訴時効期間の延長」の改正、「聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」の新設が行われました。

◇性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）の成立

令和5(2023)6月、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する国民の理解が十分に進んでいない状況を背景に、性の多様性に寛大な社会づくりを目的として制定されました。ここでは、国の役割として、「国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力」、地方公共団体の役割として、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力」が挙げられています。また、事業主等の役割として、「労働者や児童等の理解の増進に努める」、「国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力」が示されています。

(3) 東京都の動き

東京都では、令和4(2022)年3月、「東京都男女平等参画推進総合計画」が改定されました。同計画は、「女性活躍推進法」に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、「配偶者暴力防止法」に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」から構成されています。また、同計画の基本的な考え方として、男女平等参画推進に向けて、企業、家庭などさまざまな箇所における意識改革などを促進することが挙げられています。そのために、ここでは、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」の3点が柱として位置づけられています。

令和6(2024)年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいて、「困難

な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。同基本計画では、「対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供」、「本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援の実施」、「同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化」、「困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進」、「女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進」といった5つの基本目標が示されています。

女性活躍推進に関わるものとしては、令和4(2022)年6月、「男女平等参画基本条例」に基づいて、東京都版クオータ制が導入されました。これによって、都の審議会などで男女いずれの性も40パーセント以上の委員を選出することが目標となりました。

職場環境の改善に関する取組としては、令和7(2025)年4月に、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が施行されました。同条例において、東京都、顧客など、就業者・事業者の責務が明確化され、カスタマー・ハラスメント対策のためのガイドラインも策定されました。カスタマー・ハラスメントについては、性的な言動が見受けられる場合も想定されるため、男女共同参画の側面からも対応が求められます。

多様な性や性的指向・性自認に関わる施策などについて、令和4(2022)年11月、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。これは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部を改正することで実現しました。

また、令和5(2023)年3月、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」として改定されました。同基本計画では引き続き、全ての人が互いを包括的に認め合う「インクルーシブシティ東京」の実現をめざすとしています。そのために、「相談・支援体制の充実」、「啓発・教育の推進」、「職員理解の推進」、「府内外の取組の推進」の4点を施策の柱として提示されています。

(4) 多摩市の動き

本市では、昭和59(1984)年に発足した「多摩市婦人問題懇話会」からの提言に基づいて、昭和61(1986)年、他市の計画の先駆けとなった「多摩市婦人行動計画」が策定されました。平成6(1994)年には、同行動計画が「多摩市女と男がともに生きる行動計画」として改定され、これ以降、「第4次計画」まで改定が続いている。

平成26(2014)年1月には、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」が制定され、「女と男がともに生きる行動計画」は、同条例に基づく計画として位置づけられることになりました。

令和3(2021)年4月の「第4次行動計画」改定後の大きな動きとして、令和4(2022)年2月に「多摩市パートナーシップ制度」が開始されました。この制度は、本市において、多様な性と生を認め合う社会づくりをいっそう進めていく表れとなっています。

また、平成11(1999)年9月、「多摩市立TAMA女性センター条例」が制定されて、「多摩市立TAMA女性センター」(以下、「TAMA女性センター」という。)が開設されました。TAMA女性センターは、男女平等参画に関わる拠点施設であり、これまでに女性の社会進出のために、講座等の学習機会、相談窓口の設置、登録団体の活動支援、その他男女平等参画に関わるイベントの開催等、多くの取り組みが行われてきました。

さらに、東京オリンピックの事前キャンプ地に登録されたことをきっかけに、本市と、ジェンダー・ギャップ指数15年連続1位のアイスランドは、さまざまな分野で交流を深めてきました。令和

3(2021)年12月には、本市と駐日アイスランド大使館の間で、男女平等の分野をはじめとした多くの分野で交流を発展させていくために、友好協力関係に関する「覚書」が締結されました。男女平等の分野については、パネル展、アイスランド大統領へのインタビュー等、さまざまな方法でアイスランドの現状を紹介することで、本市における男女平等の気運を高めようとしています。

年	世界	国 東京都	多摩市
1975 (S50)	国連婦人年 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	「育児休業法（女子教職員、看護婦、保母等対象）」制定 国が「婦人問題企画推進本部」設置 国が「婦人問題企画推進会議」設置 国が「婦人問題担当室」設置 都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 第1回日本婦人問題会議開催	
1976 (S51)	国連婦人の10年	都が「都民生活局婦人計画課」設置	
1977 (S52)		国が「国内行動計画」策定 都が「東京都婦人相談センター」開設 国が「国立婦人教育会館」設置	
1978 (S53)		都が「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979 (S54)	国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	都が「東京都婦人情報センター」開設	
1980 (S55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン） 同会議中女子差別撤廃条約署名式（日本を含む57か国）	「民法及び家事審判法」改正（配偶者法定相続分改訂等） 都が「職場における男女差別苦情処理委員会」設置 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名	
1981 (S56)	ILO総会「第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択	国が「国内行動計画後期重点目標」策定 「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正	
1982 (S57)			
1983 (S58)		都が婦人問題解決のための 新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	「多摩市婦人関係行政のあらまし」発行
1984 (S59)	「国連婦人の10年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域政府間準備会議（東京）	「国籍法及び戸籍法」改正（父母両系主義等） 国の家庭科教育に関する検討会議「今後の家庭科教育の在り方について」提言	「多摩市婦人問題に関する意識調査」実施 「多摩市婦人問題懇談会」の発足
1985 (S60)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」制定（勤労婦人福祉法全面改正） 「労働基準法」改正（母性保護措置の拡充等） 「労働者派遣事業法」制定 「女子差別撤廃条約」批准	「多摩市婦人問題懇談会」からの提言
1986 (S61)		国が「婦人問題企画推進本部」拡充 国が「婦人問題企画推進有識者会議」開催 「第1回男女雇用機会均等月間」実施	「多摩市婦人行動計画」策定 「たまフェミニストフェスティバル」開催

年	世界	国 東京都	多摩市
1987 (S62)		「労働者派遣事業法」施行 国の婦人問題企画推進本部 「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	「婦人のつどい」開催
1988 (S63)			「たま'88 フェミニストフ エスティバル」開催（以 降、毎年開催）
1989 (H元)		東京都婦人問題協議会「21 世紀へ向け男女平等の実現 をめざして—その課題と基 本的な考え方—」報告	
1990 (H2)	国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略に関する第1回見 直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択		「多摩市婦人問題に関する 意識及び実態調査」実施 「多摩市婦人行動計画市民 推進会議」発足 「たまの女性」創刊
1991 (H3)		都が女性問題解決のための 東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプ ラン」策定 「育児休業法」制定 国の婦人問題企画推進本部 「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」改定	「多摩市婦人行動計画市民 推進会議」報告
1992 (H4)			「多摩市婦人（女性）行動 計画改定市民会議」発足 「多摩市婦人行動計画改定 委員会」発足
1993 (H5)	国連総会で「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣言」 採択	「パートタイム労働法」制 定・施行	「多摩市婦人（女性）行動 計画改定市民会議」報告
1994 (H6)		国が「男女共同参画室」、 「男女共同参画審議会（政 令）」、「男女共同参画推進本 部」設置	「女と男がともに生きる行 動計画」策定 「女と男がともに生きる行 動計画推進会議」発足 「多摩市女性問題協議会」 設置
1995 (H7)	第4回世界女性会議（北 京）「北京宣言及び行動綱 領」採択	国が「IL0第156号条約」批 准 都が「東京ウィメンズプラ ザ」開館 「育児休業法」を「育児・ 介護休業法」に改正（介護 休業制の法制化等）	「多摩市女性問題協議会」 報告 「第4回世界女性会議（北 京）」へ参加する市民と団体 へ経費補助
1996 (H8)		国が「男女共同参画2000年 プラン」策定	「日本女性会議（うつのみ や）」参加者に対し、経費の 一部補助開始
1997 (H9)		国が「男女共同参画審議会 (法律)」設置 「男女雇用機会均等法」改 正（セクシュアル・ハラスメ ント防止措置の義務化等） 「労働基準法」改正（女性 の時間外・休日労働、深夜 業規制を解消等） 「育児・介護休業法」改正 (労働者の深夜業制限の制 度創設) 「介護保険法」制定	「多摩市男女共同参画懇談 会」発足、提言
1998 (H10)		都が男女平等推進のための 東京都行動計画「男女が平 等に参画するまち東京プラ ン」策定	「TAMA女性センター準備委 員会」発足
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本 法」制定・施行 「児童買春・児童ポルノ禁 止法」制定・施行	「TAMA女性センター準備委 員会」報告 男女平等推進室の設置 TAMA女性センター開館

年	世界	国 東京都	多摩市
			「女と男がともに生きる行動計画」改定委員会、改定幹事会、ワーキングチーム、改定市民検討会設置 男女平等に関する市民及び市職員意識・実態調査の実施
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	都が「東京都男女平等参画基本条例」制定 「介護保険法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」制定・施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定・施行 国が「男女共同参画基本計画」策定	「女と男がともに生きる行動計画」改定市民会議設置 「女と男がともに生きる行動計画」改定市民会議より－改定計画に向けた38の提案－ TAMA女性センター市民運営委員会発足
2001 (H13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定・施行 国が内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「育児・介護休業法」改正(勤務時間の短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等)	改定版「女と男がともに生きる行動計画」策定
2002 (H14)		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	
2003 (H15)		「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」制定 「次世代育成支援対策推進法」制定・施行	
2004 (H16)		「児童虐待の防止等に関する法律」改正(児童虐待の定義の見直し、通告義務の範囲の拡大等) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める等) 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正(対象労働者の拡大等)	
2005 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	国が「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 国が「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「男女平等に関する多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等に関する市職員意識及び実態調査」実施
2006 (H18)		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等) 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」(東京)開催	「多摩市男女共同参画社会推進協議会」設置 改定版「女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し
2007 (H19)		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&	

年	世界	国 東京都	多摩市
		<p>サポート東京プラン2007」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充等） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	
2008 (H20)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正（性別変更できる特定の条件の緩和）	
2009 (H21)		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 国が「男女共同参画シンボルマーク」決定 「育児・介護休業法」改正（介護休暇制度の新設等）	
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	国が「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	<p>「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する市職員意識及び実態調査」実施 「多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議」設置</p>
2011 (H23)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足		<p>「女と男がともに生きる行動計画（素案）」パブリックコメント実施 改定「女と男がともに生きる行動計画」策定</p>
2012 (H24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン2012」策定 都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 国が「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
2013 (H25)	第57回国連婦人の地位委員会の開催（ニューヨーク）	<p>「若者・女性活躍推進フォーラム」の開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正（生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても準用） 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」制定 国が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大等） 「民法」改正（嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化）</p>	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」公布

年	世界	国 東京都	多摩市
2014 (H26)	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約）」署名 国が「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）開催（以降、毎年開催） 国が「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置「リベンジポルノ被害防止法」制定・施行	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 「UN Women日本事務所」開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	国が「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定	「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する市職員意識及び実態調査」実施
2016 (H28)	第60回国連女性の地位委員会（ニューヨーク） 「G7伊勢・志摩サミット」開催 「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	都が「東京都女性活躍推進白書」策定 「男女雇用機会均等法」改正（妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 国が「女性活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正（有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、介護休業の分割取得等） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大、罰則の見直し等）	「女と男がともに生きる行動計画・中間見直し（草案）」パブリックコメント実施 「女と男がともに生きる行動計画（中間見直し版）」策定
2017 (H29)	第61回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	都が「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等） 「刑法」改正（規制対象行為の拡大、非親告罪化等）	
2018 (H30)	第62回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定・施行 国が「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重	

年	世界	国 東京都	多摩市
		の理念実現のための条例」制定	
2019 (R元)	第63回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）		
2020 (R2)	第64回国連女性の地位委員会の開催〔北京+25〕（ニューヨーク）	「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 男女共同参画会議「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 「第5次男女共同参画基本計画」決定	「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する多摩市職員意識及び実態調査」実施
2021 (R3)	第65回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）		改定版「女と男がともに生きる行動計画」策定
2022 (R4)	第66回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 「東京都パートナーシップ宣誓制度」開始 東京都版クオータ制の導入	「多摩市パートナーシップ宣誓制度」開始
2023 (R5)	第67回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	「LGBT理解推進法」施行 「改正男女雇用均等法」施行 「改正性的姿態撮影等処罰法」施行 「改正刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」施行	
2024 (R6)	第68回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「改正配偶者暴力防止法」施行 「改正次世代育成支援対策推進法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定	
2025 (R7)	第69回国連女性の地位委員会の開催（ニューヨーク）	「改正育児・介護休業法」施行 「改正男女雇用均等法」施行 「改正労働施策総合推進法」施行 「改正女性活躍推進法」施行 「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」施行 都が「女性の活躍に関する条例（仮称）」パブリックコメント実施	「多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査」実施 「多摩市男女平等・男女共同参画に関する職員意識及び実態調査」実施



2 策定体制

(1) 庁内検討体制

①多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議

「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱」第2条※に基づき、計画を策定するための必要な事項を審議しました。全庁体制で検討を進めるため、設置要綱第5条2項※に基づき、くらしと文化部に関する事務を所掌しない副市長及び担当部長も出席して審議しました。

②多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会

「多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会設置要綱」第2条※に基づき、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する今後の取組について検討しました。

③多摩市次世代育成支援対策及び女性活躍推進委員会

多摩市女性活躍推進委員会と連携し、「多摩市女性活躍推進支援特定事業主行動計画」との整合を図りました。

④関係各課への対象事業調査・ヒアリング

素案作成の段階において、具体的な取組事業を検討するため、関係各課へ男女平等参画推進に関する取組事業の該当調査と個別のヒアリングを実施しました。

⑤令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する職員意識及び実態調査

計画策定に向けた基礎資料として調査結果を活用しました。

※多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「女と男がともに生きる行動計画」の改定及び推進に関すること。
- (2) その他女性問題の解決に係る重要事項に関すること。

第5条

- 2 会長は、必要に応じ第3条で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。

※多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会設置要綱

(所掌事項)

第2条 連絡会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関の相互連携を図るための被害者支援連携システムの構築

- (2) 関係機関における定期的な情報の共有

- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関し市長が必要と認める事項

(2) 審議会

①多摩市男女平等参画推進審議会

多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条4項に基づき諮問し、答申を得ました。

(3) 市民参画

①令和6年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

計画策定に向けた基礎資料として調査結果を活用しました。

②市民ワークショップ

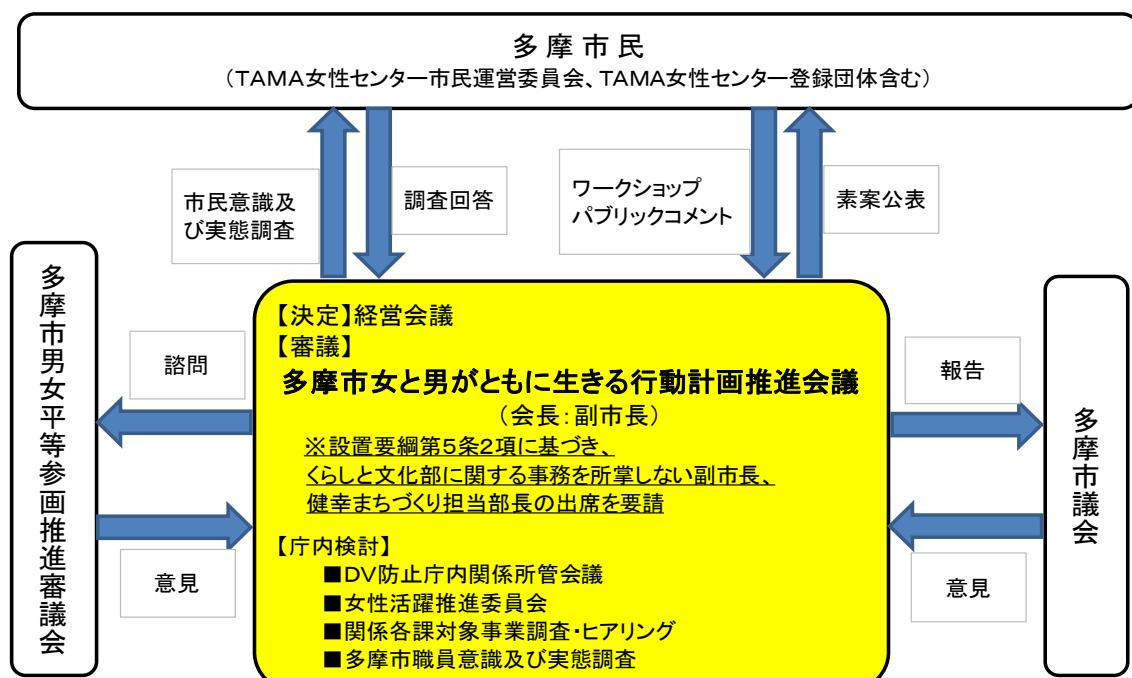
計画の基本目標を検討するにあたり、多様な市民の意見を取り入れるため、TAMA女性センター市民運営委員会と協力し、市民と市、市民同士の自由な議論による市民ワークショップを開催しました。

③TAMA女性センター市民運営委員会、登録団体との意見交換

市の男女平等参画推進の取組に参画しているTAMA女性センター市民運営委員や登録団体の代表者に計画素案について意見を伺いました。

④パブリックコメント

素案の段階で、たま広報、公式ホームページ等で計画の趣旨・内容等を公表し、市民からの意見を募集し、市民から寄せられた意見を考慮して原案を作成しました。



3

策定経過（審議会・推進会議等）

多摩市男女平等参画推進審議会検討状況

回	開催日	議題
第1回	令和7年 5月28日(水)	(1) [報告] 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しの審議について（諮問） (2) [報告]「多摩市民意識及び実態調査」及び「多摩市職員意識及び実態調査」の報告について (3) [協議]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第2回	6月19日(木)	[協議]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第3回	7月8日(火)	[協議] 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第4回	8月7日(木)	[協議] 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第5回	10月24日（金）	[協議] 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第6回	11月11日（火）	[協議] 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて

多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議検討状況

回	開催日	議題
第1回	令和7年 5月23日(金)	[報告]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第2回	8月5日（火） ～8月15日（金） (書面開催)	[報告]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第3回	10月28日（火）	[協議]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて
第4回	11月18日（火）	[協議]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて

4

多摩市男女平等参画推進審議会 名簿

	氏名	区分	所属等
会長	中島 康予	学識経験者	中央大学法学部教授
副会長	木本 喜美子	学識経験者	一橋大学 名誉教授
委員	神子島 健	学識経験者	東京工科大学教養学環 教授
委員	木村 有希	学識経験者	東京海上日動システムズ株式会社 人事部課長代理
委員	鈴木 景子	学識経験者	一般社団法人イヴの木 代表理事
委員	高井 雅秀	学識経験者	弁護士（東京三弁護士会多摩支部 推薦）
委員	島田 直広	市民委員	市民委員
委員	本間 まり子	市民委員	市民委員

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日、所属等は令和7年4月1日現在)

	役職名	氏名
会長	副 市 長	須田 雄次郎
副会長	くらしと文化部長	古谷 真美
委 員	議会事務局長	飯島 武彦
	企画政策部長	鈴木 誠
	協創推進室長	田島 元
	総務部長	藤浪 裕永
	市民経済部長	磯貝 浩二
	子ども青少年部長	鈴木 恭智
	健康福祉部長	伊藤 重夫
	都市整備部長	小柳 一成
	環境部長	横堀 達之
	下水道部長	檜島 幹夫
	教育部長	小野澤 史
	教育部参事	山本 勝敏
設置要綱 第5条に基づく出席者	監査委員事務局長	小林 弘宜
	副 市 長	山崎 美樹子
	健幸まちづくり担当部長 保健医療政策担当部長 (子ども青少年部参事)	林 亜衣子 本多 剛史

(令和7年7月1日現在)

※多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ第3条で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。



6 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第19条）
- 第3章 多摩市男女平等参画推進審議会（第20条）
- 第4章 苦情の処理（第21条・第22条）
- 第5章 雜則（第23条）
- 附則

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の待遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくいと感じることがみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重したい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく

暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。
- (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形象のみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人（結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親・息子同居世帯等をいいます。）及び外国人又は障がい者であることに加えて女性であることで複合的に困難を抱えている人（日本で暮らす外国人女性、女性の障がい者等をいいます。）をいいます。
- (9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいいます。

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基

本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策のために、必要に応じて、体制の整備を行い、及び財政上の措置をとるものとします。
- 3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力するものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めるものとします。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。

- 2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。

3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。

- 4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。
(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。

- 2 すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはなりません。
(公表される情報への配慮)

第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。

- 2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。
- 3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

第10条 市長は、前条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況について、年次報告を作成し、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければなりません。

(拠点機能の確保)

第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA女性センター条例（平成11年多摩市条例第2号）第1条に規定する多摩市立TAMA女性センター（以下「女性センター」といいます。）を位置づけるものとします。

(推進体制)

第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとします。
(調査研究)

第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究並びに情報の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関する必要な啓発及び普及広報活動を実施するものとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

第16条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、女性と男性が対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものとします。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第18条 市は、すべての人が相互に協力して、家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的に参画できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行うものとします。

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会

(審議会の設置)

第20条 男女平等参画社会の実現を図るために、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関すること。
- (2) 第10条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況の評価に関すること。
- (3) 次条に定める苦情の処理に関すること。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に関して必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について調査、審議又は評価し、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関して理解と識見を有する者8人以内の委員（以下「審議会委員」といいます。）をもって構成します。

5 審議会委員は、市長が委嘱します。

6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。

ん。その職を退いた後もまた同様とします。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定めます。

第4章 苦情の処理

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関して、市に対して、苦情の申し出をすることができます。

2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。

3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(多摩市男女平等参画苦情処理委員)

第22条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」といいます。）を置きます。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委員の中から、苦情の処理について識見の高い者を、市長が委嘱します。

3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議会委員の任期の終期までとします。

4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。

5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対してその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べることができます。

6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとします。

7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。

（審議会委員の任期に係る特例）

2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。



TAMA女性センター条例

平成11年3月31日条例第2号

改正

平成13年9月28日条例第24号

平成17年10月3日条例第42号

平成24年3月30日条例第17号

平成27年7月3日条例第42号

令和元年7月5日条例第9号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第19条）

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会（第20条）

第4章 苦情の処理（第21条・第22条）

第5章 雜則（第23条）

附則

（設置）

第1条 女性の社会的地位の向上及び男女平等の推進を図り、市民に女性問題に関する学習の機会並びにその交流及び活動の場を提供し、もって平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に資するため、多摩市立TAMA女性センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立TAMA女性センター

位置 多摩市閑戸四丁目72番地

（事業）

第3条 センターは、第1条に掲げる設置目的を実現するために、次の事業を行う。

- (1) 女性問題の解決及び男女平等の推進（以下「女性問題の解決等」という。）を目的として活動する市民及び市民団体の交流、諸活動の促進及び支援に関すること。
- (2) 女性問題の解決等に係る情報、図書及びその他の資料を収集し、市民の利用に供すること。
- (3) 女性問題の解決等に係る市民への啓発及び訓練並びに市民相談に関すること。
- (4) 女性問題の解決等に係る調査研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、女性問題の解決等に関し市長が必要と認める事業

（職員）

第4条 センターに必要な職員をおく。

（施設）

第5条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 活動交流室
- (2) 相談室
- (3) ワークショッフルーム

2 前項第3号のワークショッフルームは、市民団体が実習又は会議等を行うための施設とする。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、相談室を除き開館するものとする。

- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（開館時間）

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用承認）

第8条 ワークショッフルームを使用しようとする市民団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用の承認に際して、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を承認しない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

（使用権の譲渡又は転貸の禁止）

第10条 第8条の規定によりワークショッフルームの使用の承認を受けた市民団体（以下「使用団体」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の承認の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
 - (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
 - (4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたことにより、使用団体に損害が生じても、その損害の責は負わない。ただし、同項第4号による場合については、この限りでない。

(使用料)

第12条 ワークショッフルームを使用しようとする使用団体は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(原状の回復の義務)

第15条 使用団体は、ワークショッフルームの使用を終了したとき、又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用団体が前項の規定による原状回復の義務を怠ったときは、当該使用団体に代わって市長がこれを行い、その費用は、使用団体の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用団体は、ワークショッフルームの使用に際して、建物その他附属物に損傷を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

(営業行為等の禁止)

第17条 センター内において、市長の承認を受けずに営業行為又は寄附募集等をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成11年規則第61号で平成11年9月23日から施行）

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第42号）

この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則（平成24年条例第17号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和元年条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表（第12条関係）

施設名	単位別使用料			
	午前	午後	夜間	全日
ワークショッフルーム	610円	820円	820円	2,250円

備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の2単位を使用するときは、その間引き続き使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が使用する場合の料金とし、それ以外の団体が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が30分以上1時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

発令：平成11年6月23日号外法律第78号
最終改正：令和7年6月27日号外法律第80号
改正内容：令和7年6月27日号外法律第80号[令和7年6月27日]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会

における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発令：平成27年9月4日号法律第64号

最終改正：令和7年6月11日号法律第63号

改正内容：令和7年6月11日号法律第63号[令和7年6月
11日]

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済

情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立

に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならぬ。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成

三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定める

もの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよ

う、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行ふものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含

む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、
なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用について
ては、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定す
る日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合におい
て、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとき
は、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

発令：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年6月14日号外法律第53号

改正内容：令和5年6月14日号外法律第53号[令和7年10月1日]

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条一第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町

村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要な事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要な事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定める

よう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満た

す者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの

暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に對し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行っては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号におい

て同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられ

る電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管

轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況
(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他

の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し

立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対し

ては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないと認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方kkeにあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反

しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、

第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十二条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十二条の三 第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十二条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者

の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用

（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託し

て行う場合を含む。) 及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第 四項まで、第十条の 二、第十一条第二項第 二号及び第三項第二 号、第十二条第一項第 一号から第四号まで 並びに第二項第一号 及び第二号並びに第 十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条 の二並びに第十二条 第一項第一号及び第 二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の

罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八

条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成

十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

発令：令和5年6月23日法律第六十八号

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目指として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の

増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十二条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十三条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講

ぜられるものとする。

第二条 この法律の規定については、この法律の施行

後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、

発令：令和4年5月25日法律52号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雜則(第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な

問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教

育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時ににおける安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の

提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者がないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認め

たときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一條 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その

自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な

理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようになるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な待遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号か

ら第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

行	用語	解説	頁
あ行	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	意識せずに形成されている思い込みや偏見のこと。これまで経験したことや、見聞きしたことによらし合わせて形成されるもので、普段の発言や行動にも影響を及ぼすことがある。	●
	LGBTQ+	Lesbian (レズビアン、同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、Gay (ゲイ、同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、Bisexual (バイセクシュアル、同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、Transgender (トランスジェンダー、出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)、Questioning/Queer (クエスチョニング/クィア、自分の性がわからない、決めていない人)、+ (プラス、LGBTQに当てはまらない多様な性を自認する人) を指す頭文字を取った言葉。	●
か行	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	●
さ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別 (セックス／sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。	●
	ジェンダー平等（意識）	社会的・文化的に形成された性別がすべての人にとって平等であるという意識のこと。	●

行	用語	解説	頁
	男女平等参画社会	男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のこと	●
	持続可能な開発目標(SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を設定している。	●
	ストーカー	特定の相手に執拗につきまとう人のこと。	●
	性的指向・性自認(SOGI)	性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念。性表現(Gender Expression)を含めて「SOGIE (ソジー)」、身体的な性(Sex Characteristics)を含めて「SOGIESC (ソジエスク)」とも表現される。	●
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動より、個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。	●
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。	●
	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。	●

行	用語	解説	頁
た行	デートDV	配偶者への暴力(DV)に対し、恋人同士など親密な若い男女間で起こる女性への暴力に着目した造語のこと。	●
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。恋人からのDVを特に「デートDV」と呼ぶこともある。	●
	テレワーク	情報通信技術 (ICT = Information and Communication Technology) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。	●
は行	パートナーシップ制度	一方または双方が性的マイノリティである二人の関係を自治体がパートナーとして証明する制度のこと。法的効力はないが、自治体独自の証明書を発行することで、民法上の婚姻関係にある者と同等のサービスを受けられるなど一定の効力が期待できる。	●
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設のこと。なお、配偶者暴力防止法第2章第3条2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。」と定められている。	●
	フレックスタイム制	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のこと。	●

行	用語	解説	頁
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。	●

印刷物番号

○-○

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し版
令和8年3月

頒布価格 ●●●●円

多摩市 くらしと文化部 平和・人権課

〒206-0011

東京都多摩市関戸四丁目 72 番地

ヴィータ・コミュニネ7階

電話 042(355)2110